

## 第4章 事業計画

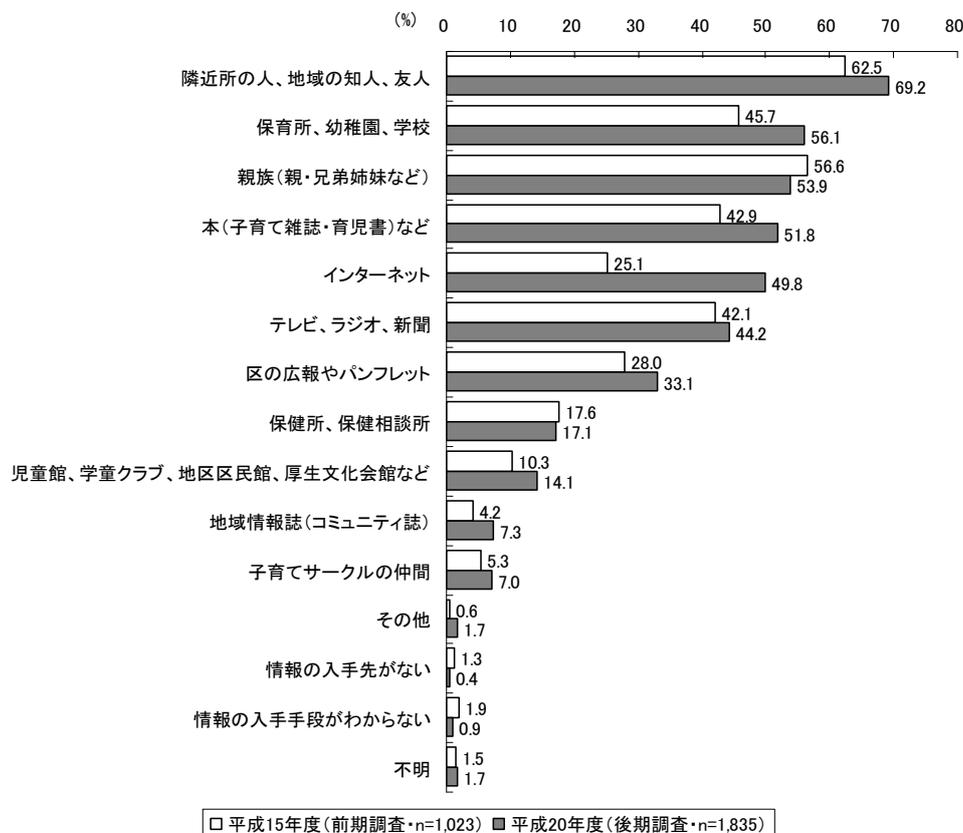
### 1. 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

#### 1. 子育て支援についての情報提供、相談機能の充実

##### (1) 現状と課題

情報が氾濫しているといわれている現代にあっても、自分にとって必要な情報を容易に手に入れることは、難しいものがあります。就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果（平成20年度調査）によれば、子育てに関する情報の取得先については、「隣近所の人、友人、知人」、「保育所・幼稚園・学校」、「親族」、「本（子育て雑誌など）」「インターネット」などが上位を占めています。区の関係では、「保育所・幼稚園・学校」が上位にありますが、「区の広報等」や「保健所、保健相談所」「児童館、学童クラブ、地区区民館、厚生文化会館など」の区の関係機関からの取得は低くなっています。また、平成15年度調査と比較すると、平成20年度調査では上位5項目のうち、「テレビ、ラジオ、新聞」の割合よりも「インターネット」の割合が高くなっています。（図表4-1）

図表4-1 子育て情報の入手先（就学前児童の保護者）

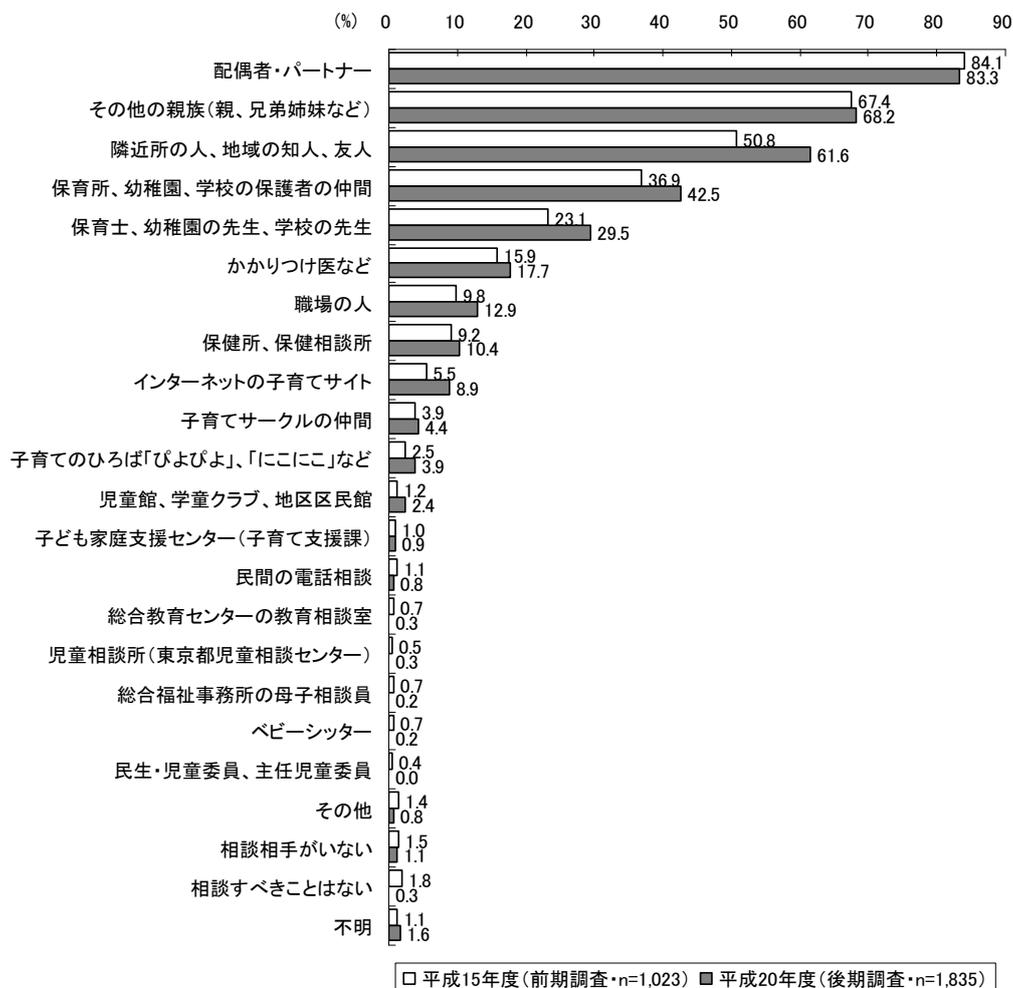


出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

区は、これまでも区報や区のホームページ、関係機関のパンフレットなどにより、さまざまな情報提供を行ってきました。今後は、これまで以上に子育て家庭に届く、効果的な情報提供を行うことが求められています。

区では、子育てに関する総合相談窓口として、子ども家庭支援センターを設置しています。地域における相談窓口としては、児童館、総合福祉事務所、保育所、子育てのひろば、保健相談所などがあります。また、そのほか、この計画の体系では、別のか所で扱っていますが、虐待相談、母子相談、発達相談、教育相談、健康相談など、子どもと子育てにかかわるさまざまな専門相談窓口があります。しかし、就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果（平成20年度調査）によれば、子育てに関する悩みや不安などの相談相手は、第1位は「配偶者・パートナー」で、「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」、「隣近所の人、友人、知人」と続き、区の機関は低くなっています。平成15年度調査と比較しても、変化は見られません。（図表4-2）

図表 4 - 2 子育てに関する悩みや不安などの相談相手（就学前児童の保護者）



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

今後は、子どもと子育て家庭の悩みや不安を解消するため、相談業務に従事する職員の資質、技能の向上に努めます。さらに、プライバシーに配慮しつつ、総合相談窓口、地域の相談窓口、ならびに専門相談窓口が連携を強化するとともに、子どもと子育て家庭が有効に利用できるよう周知を図り、これらの相談窓口の認知度を高めることが大切です。

## (2) 施策の方向

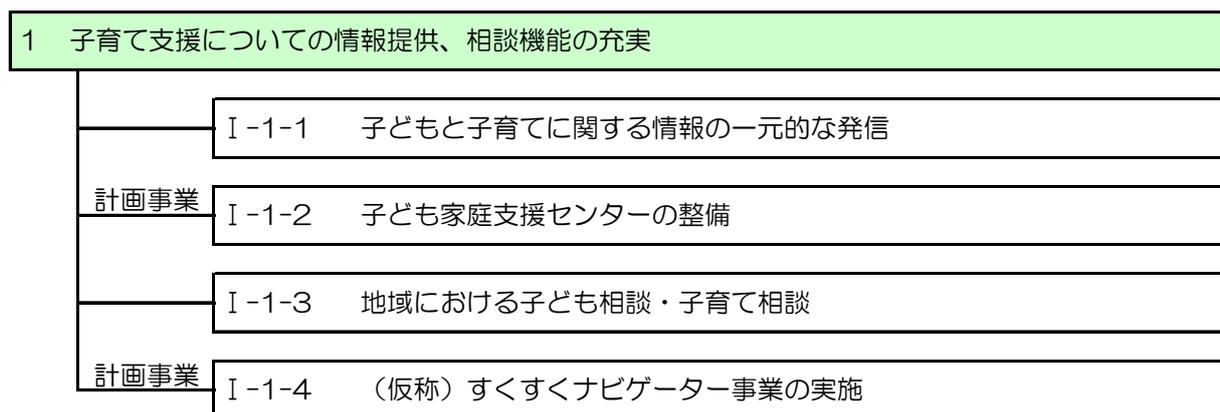
情報提供については、特に行動範囲が限られがちな子育て家庭や子どもたちでも、必要な時に必要な情報を入手できるように、子どもと子育てに関するホームページや印刷物により効果的な情報提供を行います。ホームページや印刷物の作成にあたっては、区民の参加を得て作成するとともに、特にインターネットによる子育て情報の提供については、ホームページの構成などを工夫し、必要な情報が得やすくなるよう努めていきます。

また、子育てについて適切なサービスの案内ができる人材として、「（仮称）すくすくナビゲーター」を新たに育成し、子育てのひろばに配置していきます。

相談機能の充実では、子ども家庭支援センターを、相談業務の地域の拠点として区内5か所に設けるとともに、児童虐待対応等の機能の集中化を図るよう整備をすすめます。地域に設置されている保健相談所、児童館、保育所などでは、更に相談機能の充実を図ります。

また、児童館では、日常の活動の中で、小学生・中学生等と信頼関係を結びながら、子ども相談を実施し、子どもの不安や悩みの解決ができるよう努めます。

## (3) 施策の体系



#### (4) 計画事業

##### I-1-2 子ども家庭支援センターの整備

事業の概要				担当課
<p>身近な地域の子ども家庭支援センターにおいて、保健師・社会福祉士等専門職員が子どもと子育て家庭の総合相談に応じます。</p> <p>また、児童虐待対応等の重大な問題に対応するため、機能の集中化を図ります。</p> <p>子どもと子育て家庭を支援する中核的機関である子ども家庭支援センターの5か所目を開設するとともに、機能の充実を図ります。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども 子育て 家庭	区	4か所(練馬、貫井、光が丘、関)	1か所(大泉)増 移転・機能集中化1か 所(練馬)	・先駆型センター1か 所(練馬) 従来型センター4か所 (貫井・光が丘・関・大 泉)

##### I-1-4 (仮称)すくすくナビゲーター事業の実施

事業の概要				担当課
<p>子育て支援情報を効果的に提供するために情報基盤を整備するとともに、様々な相談に対し、適切な子育て支援事業を案内する(仮称)すくすくナビゲーターを子育てのひろばに配置します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
児童の 保護者	区		<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てのひろば24か所に(仮称)すくすくナビゲーターを配置</li> <li>・(仮称)すくすくナビゲーター用のハンドブックを作成。</li> <li>・(仮称)すくすくナビゲーターのウェブサイト版としてHPを整備。</li> </ul>	子育てのひろば(仮称)すくすくナビゲーター24か所

## 2. 子育て家庭の交流の促進

### (1) 現状と課題

区では、0歳から3歳までの乳幼児と親同士が自由に交流するための場として、子育てのひろばを開設しています。子育てのひろばは、専用の施設である「ぴよぴよ」と、学童クラブ室を活用した「にこにこ」で実施しています。区の事業以外でも、NPO 等民間団体なども実施しています。

また、児童館、地区区民館、保健相談所などでは、乳幼児や保護者を対象に歌や体操、本の読み聞かせなど、さまざまな事業を行い、親子の交流や仲間づくりを進めています。保育所、幼稚園でも、園庭の開放や園行事への参加等を通して、子育て家庭の交流を図っています。

子育て家庭の交流は、特に在宅で育児をする親が、孤独感に陥ることなく、子どもを生子、育てる喜びを分かち合うためには、大変重要なことです。

就学前の子どもがいる家庭へのアンケートの結果によると「子育てのひろば事業で利用」について、80.2%が「利用していない」と回答しています。その理由として一番多いのが、28.9%の「特に理由がない」、次は21.9%の「時間がない」でした。

ひろば事業を身近なものとするために、徒歩圏内にいつでも利用できる場を提供することが求められています。

### (2) 施策の方向

利用日数、利用時間が確保できる専用の施設で実施する子育てのひろば「ぴよぴよ」を5か所から11か所に増設します。

また、NPO 等民間団体が実施する子育てのひろばへの支援も含めて、子育てのひろばの拡充と交流事業の促進に努め、在宅の子育て家庭を支援します。

このほか、子育てに係る方々を対象として、子育て支援啓発講座を実施していきます。育児不安の軽減と育てる力の向上を図るための講座としては、ノーバディーズ・パーフェクトを実施しています。これは、ファシリテーター<sup>1</sup>の支援のもと、親同士が支えあう関係を築きながら、子育てのノウハウを相互に学びあう講座です。

### (3) 施策の体系

2 子育て家庭の交流の促進	
計画事業	I-2-1 子育てのひろば
	I-2-2 児童館等における子育て支援事業を通じた交流の促進

<sup>1</sup> ファシリテーター：中立的な立場を保ちながら話し合いに参加し、参加メンバー自らが主体的に考えられるようサポートするとともに、議論を円滑に調整しながら、合意形成や相互理解に向けた調整役を担います。

計画事業	I-2-3 保育所・幼稚園における子育て家庭の交流の促進
	I-2-4 子育て支援啓発講座の実施

#### (4) 計画事業

##### I-2-1 子育てのひろば

事業の概要				担当課
0～3歳までの子どもと保護者に集いの場を提供し、在宅で子育てをしている家庭の交流を促進し、孤立感の解消に努めます。また、子育ての相談を行い、子育てに関する不安の解消に努めます。				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
0～3歳までの乳幼児保護者	区	・ ぴよぴよ 5か所	6か所増	11か所
	社会福祉法人	・ にこにこ 62か所	1か所増	63か所
	NPO法人	・ 放課後児童等のひろば(民間学童保育)事業 3か所	継続	3か所
	その他地域の運営団体	・ 民設子育てのひろばへの支援 8か所	5か所増	13か所
		ひろば型・センター型 4か所 ・ 類似単独事業 72か所	19か所増 継続	23か所 72か所

##### I-2-4 子育て支援啓発講座の実施

事業の概要				担当課
子育てに係る方々を対象として、子育て支援啓発講座を実施します。ファシリテーターの支援のもと、親同士が支えあう関係を築きながら、子育てのノウハウを相互に学びあう講座(ノーバディーズ・パーフェクト)を実施していきます。				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
児童の保護者	区	ノーバディーズ・パーフェクトを定員12名程度×6回講座×3会場にて実施	ノーバディーズ・パーフェクトを毎年、定員12名程度×6回講座×4会場にて実施(新設する大泉子ども家庭支援センター分が増える) また、子育て支援啓発講座として、このほかの講座も実施予定	ノーバディーズ・パーフェクトを定員12名程度×6回講座×4会場にて実施(新設する大泉子ども家庭支援センター分が増える) また、子育て支援啓発講座として、このほかの講座も実施予定

### 3. 子育て家庭を地域で支える仕組みづくり

#### (1) 現状と課題

夫婦のみまたは子どもとその保護者のみで生活する核家族世帯の増加に伴い、それぞれの家庭で代々培われてきた子育ての方法や技術が途絶えがちです。（図表4 - 3）

図表 4 - 3 核家族世帯

	核家族世帯		核家族世帯内訳							
	世帯数	1世帯当り 親族人員	夫婦のみ		夫婦と子供		男親と子供		女親と子供	
			世帯数	1世帯当り 親族人員	世帯数	1世帯当り 親族人員	世帯数	1世帯当り 親族人員	世帯数	1世帯当り 親族人員
昭和50年	117,251	3.39	21,223	86,179	3.83	1,308	2.56	8,541	2.53	
昭和55年	122,016	3.34	24,039	86,604	3.83	1,582	2.53	9,791	2.51	
昭和60年	130,569	3.26	28,954	87,896	3.80	2,043	2.50	11,676	2.49	
平成2年	141,642	3.17	35,732	89,794	3.76	2,653	2.45	13,463	2.46	
平成7年	150,750	3.04	44,602	87,699	3.70	3,408	2.38	15,401	2.42	
平成12年	159,481	2.96	51,071	87,288	3.66	3,229	2.35	17,893	2.41	
平成17年	163,429	2.92	55,052	85,878	3.65	3,892	2.38	18,607	2.39	

出典：国勢調査 各年 10月1日

また、仕事などで昼間不在の家庭が増加するとともに、個人の生活を優先する傾向などを反映して、地域で対応してきた子育てなど生活の互助も、失われがちです。

このような背景のもと、地域のコミュニティを強化し、子育て家庭を地域で支える仕組みづくりが求められています。これまでも、民生児童委員・主任児童委員、町会、青少年委員をはじめとするさまざまな地域住民や、NPO 等民間子育て支援団体が、地域の子どもと家庭を支える活動を実施してきました。

今後は、それぞれの活動の充実を図るとともに、それぞれの活動が有効に機能するようネットワークを結び、連携しあいながら、子育て家庭を地域で支える仕組みを、より強固なものにする必要があります。

#### (2) 施策の方向

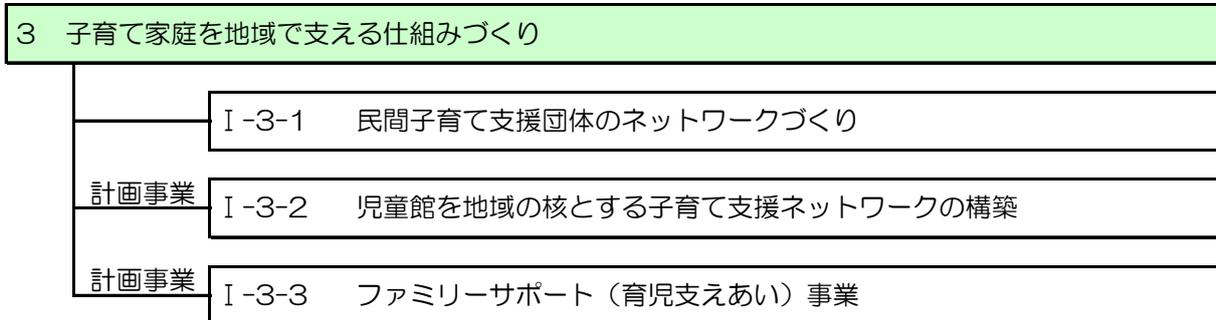
地域住民やNPO等民間子育て支援団体の情報を集めまたは発信する拠点として、地域の子ども家庭支援センターを位置づけます。子ども家庭支援センターでは、施設の提供や必要な備品の貸出し等を行うなど、子育て支援団体等の活動やネットワークづくりを支援します。また、各団体の情報等を子どもと家庭に提供します。

17 ある児童館では、各児童館での子育てに関する事業を通じてさまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育所、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。

ファミリーサポートセンター事業は、区内を4地域に分けて平成12年1月から活動しています。それぞれの地域の援助会員が利用会員の依頼を受けて、一時保育などを実施しており、多くの実績を上げています。この要因は、援助会員が毎月会合を開き情報の交換や勉強を重ねていることと、援助会員のリーダーが自らの地域情報に詳しいことだと考えられます。今後さらにこの活動を支えるために、3か所あるファミリーサポートセンターを一本化し、利用しやすい効率的な体勢を整備するとともに、援

助会員の確保、増員とスキルアップを図るため保育サービス講習会の充実等を行っていきます。

### (3) 施策の体系



### (4) 計画事業

#### I-3-2 児童館を地域の核とする子育て支援ネットワークの構築

事業の概要				担当課
<p>子どもと家庭を地域で支えることを目的に、児童館を中心とした地域での子育てに関する事業の提携を通じて、さまざまな子どもと家庭、地域の子育て支援団体、地域住民、保健相談所、学校、保育所、幼稚園などと連携し、地域レベルでのネットワークづくりを進めます。</p> <p>現状は地域によりネットワークづくりに差があることから、さらに推進していきます。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民	区	5館	12館増	17館

#### I-3-3 ファミリーサポート（育児支えあい）事業

事業の概要				担当課
<p>区民が主体的に行う育児援助活動で、援助会員（保育サービス講習会修了者）と利用会員（子どもの保護者）の双方の了解のもと、子どもの一時保育・保育所等への送迎などを行います。</p> <p>今後は、地域の育児援助活動を支援するファミリーサポートセンターの業務を一本化して委託し、より利用しやすく効率的な体制を整備していきます。また、援助会員の確保、増員とスキルアップを図るため、保育サービス講習会の充実や子育て検定を実施します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
会員登録した区民	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンター 3か所（練馬・光が丘・関）</li> <li>保育サービス講習会 年間 5回</li> <li>実施か所数 4か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンターの統合・業務一本化</li> <li>保育サービス講習会の充実</li> <li>子育て検定の実施</li> <li>ファミリーサポートセンターの統合・業務一本化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンターの統合・業務委託</li> <li>保育サービス講習会の充実</li> <li>子育て検定の実施</li> <li>実施か所数 1か所</li> </ul>

## 4. 保育サービスの充実

### (1) 現状と課題

女性の社会進出の増加による共働き世帯の増加などにより、保育所を必要とする世帯は年々増えています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によると、父親が就労している家庭は98.0%で、母親が就労している家庭は36.0%です。現在、保育所を利用している家庭は42.2%ですが、保育所の入所希望者は増えています。また、同アンケート調査の『子育て支援の要望』については、「保育所を増やしたり、利用日数等を拡充してほしい」が49.0%で15項目中5番目に高い要望となっています。

保育所の需要の増加に対応するため、保育所の新設や定員の見直しなどにより平成17～21年度に381人の定員増をしてきました。さらに認証保育所の新設などにより認可外保育施設の定員を385名増やし、受入枠の拡大を図ってきました。しかし依然として多くの待機児童がいるのが現状です。

今後、長期的な保育需要を踏まえて早期に待機児童解消を推進していくには、これまで以上の規模で集中的に保育所等の整備を図っていく必要があります。

平成21年4月1日現在、区・私立保育所83園中40園で延長保育を実施していますが、就学前の児童のいる家庭へのアンケートでは、平日の保育サービス利用希望者のうち、「区立・私立認可保育所」、「延長保育」、「認証保育所・保育室」、「認定こども園」、「ベビーシッター」、「家庭福祉員」といった項目において、20%以上の方が19時以降もサービス利用をしたいと回答しています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケートにおいて、派遣・パート・アルバイト等就労の母親にフルタイム就労への転換希望を質問したところ、「希望がある」と「希望があるが予定はない」を合わせた計47.0%が、フルタイム就労への転換希望があるとしています。今後も女性の社会進出が進めば、さまざまな就労形態に対応した、延長保育などの保育サービスの拡充が、さらに求められると考えられますので、利用実態を踏まえながらサービスを拡充していく必要があります。

また、就労しながら子育てをしている就学前児童のいる家庭に対するニーズ調査のアンケート結果（平成20年度調査）では、仕事と子育てを両立していくうえで大変なこととして、「自分が病気の時などに、代わりに面倒をみる人がいない」が、平成15年度調査と同様に第1位となっています。病後児保育については、子どもの病気やけがで保育サービスが利用できなかった時、できれば施設に預けたいと感じた日数が、年間で平均5.1日となっています。現在、4か所で病後児保育を実施していますが、今後もアンケート結果をはじめ、地域バランスや利用実態なども考慮して拡充していく必要があります。

自宅で子育てをする家庭向けのサービスにおいても、私用やリフレッシュ目的等で子どもを家族以外に一時的に預けた経験の有無について、30%以上の方が「ある」と回答しています。また、その場合の日数は、年間で平均14.5日という結果になっています。このような要望に対応するため、現状でも、一時預かり、ショートステイ・

トワイライトステイといった保育サービスを実施していますが、さらに拡大していく必要があります。

このような状況を踏まえて、今後、保育所入所待機児童の早期解消を図ることを最重要課題とするとともに、引き続き、延長保育・一時預かりなど多様な保育サービスの更なる拡充も図っていく必要があります。

## (2) 施策の方向

待機児童の早期解消にあたっては、長期的な保育需要を踏まえて、私立保育所や認証保育所の早期整備を進めていきます。また、既設園の増改築等による定員増、年齢別定員の見直しなどによる受け入れ枠の増も引き続き積極的に図っていきます。

さらに、多様な就労形態に対応した保育サービスを拡充するため、保育所新設にあたっては、延長保育の実施を図っていきます。また、地域バランスを考慮した病後児保育の充実を図っていきます。

また、自宅で子育てをする家庭を支援するため、乳幼児一時預かり事業の実施をはじめ、ショートステイ、トワイライトステイ、短期特例保育、一時預かりなどについても力を入れていきます。

そして、これらの様々な保育サービスを、限られた財源の中で充実していくために、区立保育所の運営業務委託などにより、効率的で効果的な事業展開を図っていきます。

## (3) 施策の体系

4 保育サービスの充実	
計画事業	I-4-1 保育所待機児の解消
計画事業	I-4-2 乳幼児一時預かり事業
	I-4-3 ショートステイ
	I-4-4 トワイライトステイ（夜間一時保育）
計画事業	I-4-5 短期特例保育
計画事業	I-4-6 一時預かり
計画事業	I-4-7 病児・病後児保育
計画事業	I-4-8 延長保育
計画事業	I-4-9 認定子ども園

I-4-10	休日保育
I-4-11	年末保育
I-4-12	産休明け保育
I-4-13	0歳児の11時間保育の実施

#### (4) 計画事業

##### I-4-1 保育所待機児の解消

事業の概要		担当課			
私立認可保育所の新設、既設園の増改築等による定員増、認証保育所の新設などにより、保育サービスの定員を拡大し、早期の待機児解消をめざします。		保育課			
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値	
保育所に入所を希望する就学前の児童	区、社会福祉法人等民間事業者、家庭福祉員	入所児童定員数		11,411人	
		9,467人	1,944人増		
		・認可保育所	83園	16園増	99園
		8,243人	1,349人増	9,592人	
		・認証保育所	22か所	17か所増	39か所
		623人	534人増	1,157人	
		・家庭福祉員	福祉員41人	福祉員5人増	福祉員46人
		117人	15人増	132人	
		・駅型グループ保育室	8室	継続	8室
		60人	15人増	75人	
・保育室	9室				
169人					
・幼稚園預かり保育	6園	1園減	5園		
155人	25人減	130人			
・認定こども園	2園	5園増	7園		
100人	225人増	325人			

I-4-2 乳幼児一時預かり事業

事業の概要				担当課
<p>保護者の都合に合わせ、乳幼児の子どもの一時預かりを実施することで、在宅子育て家庭への育児支援を行います。</p> <p>利用のニーズが非常に高いことから、子ども家庭支援センターの開設などに併せて、利用枠を拡大します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
0歳児から未就学児	区、NPO等民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置か所数 4か所 定員数 40人</li> <li>・ 放課後児童等の広場事業 2か所</li> </ul>	<p>1か所増 10人増</p> <p>継続</p>	<p>5か所 50人</p> <p>2か所</p>

I-4-5 短期特例保育

事業の概要				担当課
<p>保護者の疾病、出産等により短期的に一時的な保育が必要な場合に、生後58日以上から未就学の児童を対象に、保育員、定員に空きのある保育所・認証保育所・保育室において保育を行います。</p> <p>緊急時における短期特例保育事業の需要が高いことから、新設の私立保育所および認証保育所に実施を要請していきます。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
保護者の出産・疾病等要件に当てはまる未就学児	区、保育員、民間事業者	<p>&lt;保育員&gt;</p> <p>保育員 9人 定員数 27人</p> <p>&lt;定員の空きを利用&gt;</p> <p>保育所 65園 認証保育所 18か所 保育室 8室</p>	<p>5人増 15人増</p> <p>16園増 12か所増</p>	<p>14人 42人</p> <p>81園 30か所</p>

I-4-6 一時預かり

事業の概要				担当課
<p>保護者の育児疲れ、断続的勤務などの保育ニーズに応えるために、一時的に保育を行います。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
未就学児	区、社会福祉法人等民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区・私立保育所 6園 定員数 44人</li> </ul>	<p>7園増 40人増</p>	<p>13園 84人</p>

#### I-4-7 病児・病後児保育

事業の概要				担当課
<p>保育所に通っている児童が、病気の回復期で集団保育が困難な期間に、保育所や医療施設などの一室を保育室として整備し、一時的に預かります。</p> <p>また、病後児保育に加えて、病気の回復期に至らない病児を一時的に預かる病児保育も医療機関連携型により行います。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
病気の回復期等にある未就学児	区、社会福祉法人等民間事業者、医療機関	<p>&lt;病後児保育&gt;</p> <p>4か所 定員数 22人</p>	<p>&lt;病児保育&gt;</p> <p>・病後児からの移行2か所増 ・新設1か所増 定員4人増</p>	<p>&lt;病後児保育&gt;</p> <p>2か所 6人</p> <p>&lt;病児保育&gt;</p> <p>3か所 20人</p>

#### I-4-8 延長保育

事業の概要				担当課
<p>保護者の就労等の延長、多様な就労時間に対応するため、現在、区・私立保育所40園で、保育所の開所時間の前後に延長保育を実施しています。今後も新設私立保育所および運営業務委託を行う区立保育所において拡大を図っていきます。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
延長保育実施園保育園児	区、社会福祉法人等民間事業者	<p>区・私立保育所 計40か所</p> <p>・(朝30分)6園 ・(夕1時間)31園 ・(夕1時間30分)1園 ・(夕2時間)7園 ・(夕2時間30分)1園</p>	<p>計15か所増</p> <p>・(朝)6園増 ・(夕)15園増</p>	<p>計55か所</p> <p>・12園 ・55園</p>

#### I-4-9 認定こども園

事業の概要				担当課
<p>幼稚園機能と保育所機能を有した認定こども園の整備を促進し、就学前の児童の教育・保育を一体として提供するとともに、地域における子育て支援も行います。</p>				保育課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
未就学児	学校法人等	<p>2園 定員数100人</p>	<p>5園 225人増</p>	<p>7園 325人</p>

## 5. 児童館、地区区民館、厚生文化会館、学童クラブ事業等の充実

### (1) 現状と課題

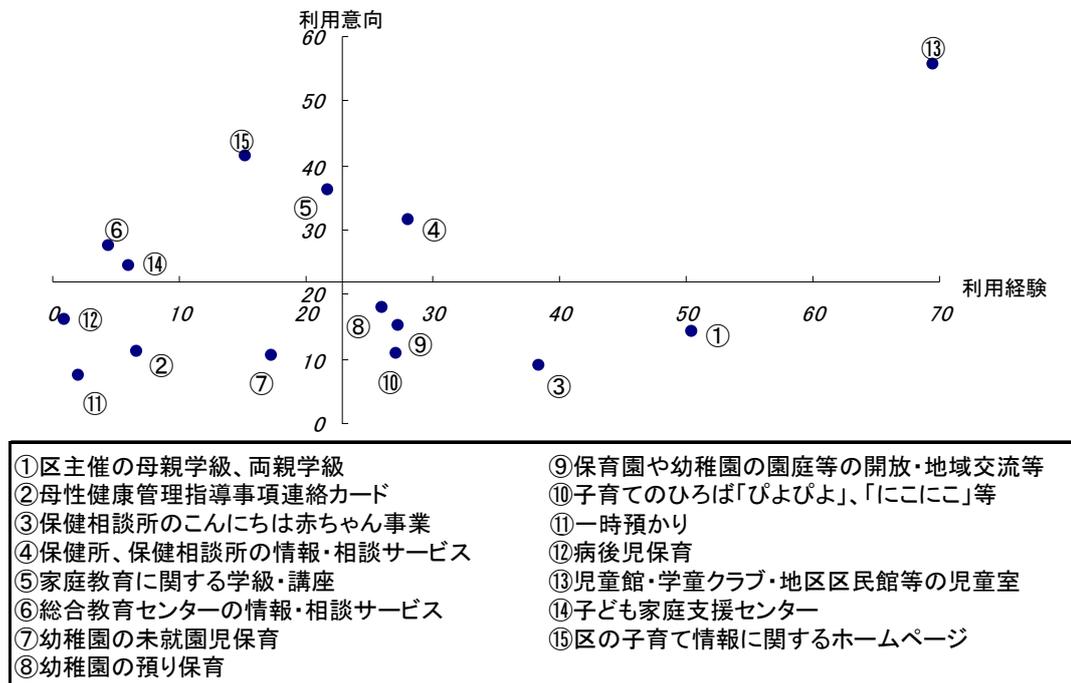
少子化、核家族化の進行する中、子どもを取り巻く地域環境や子育て環境が厳しくなっています。乳幼児期における孤立しがちな母子関係や、少年期の希薄な人間関係は、子どもの健やかな成長にとって大きな問題となっています。また、都市化の進展に伴い、良好な地域コミュニティを形成することも難しく、家族の孤立化が社会問題となっています。

子どもたちの人間関係は、友だちとの遊びの時間や遊び場の減少などにより、希薄になっています。

人間関係を学習する機会を多く持つためには、地域の中で子どもたち同士のつながりを強めると同時に、大人との交流の場の拡大も求められています。

小学生児童のいる家庭へのアンケートで『子育て支援サービスの利用経験と利用意向』を質問したところ、「児童館、学童クラブ、地区区民館等の児童室」は、利用経験、利用意向ともにトップとなっています（図表4-4）。児童館等が多くの区民に利用され、今後も利用したいと思われており、今後も子どもと子育て家庭の需要に沿った事業の実施が求められています。

図表 4 - 4 子育て支援サービスの利用経験&利用意向マトリックス（就学児童の保護者）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

保護者の就労等により、放課後保育に欠ける児童が年々増加の傾向にあります。社会情勢の変化とともに就労形態も多様化し、母親の就労も増加傾向が見られます。毎年入会受入枠を増加させても、希望する学童クラブに入会できない待機児童が増える傾向にあり、待機児童の解消策が求められています。

## (2) 施策の方向

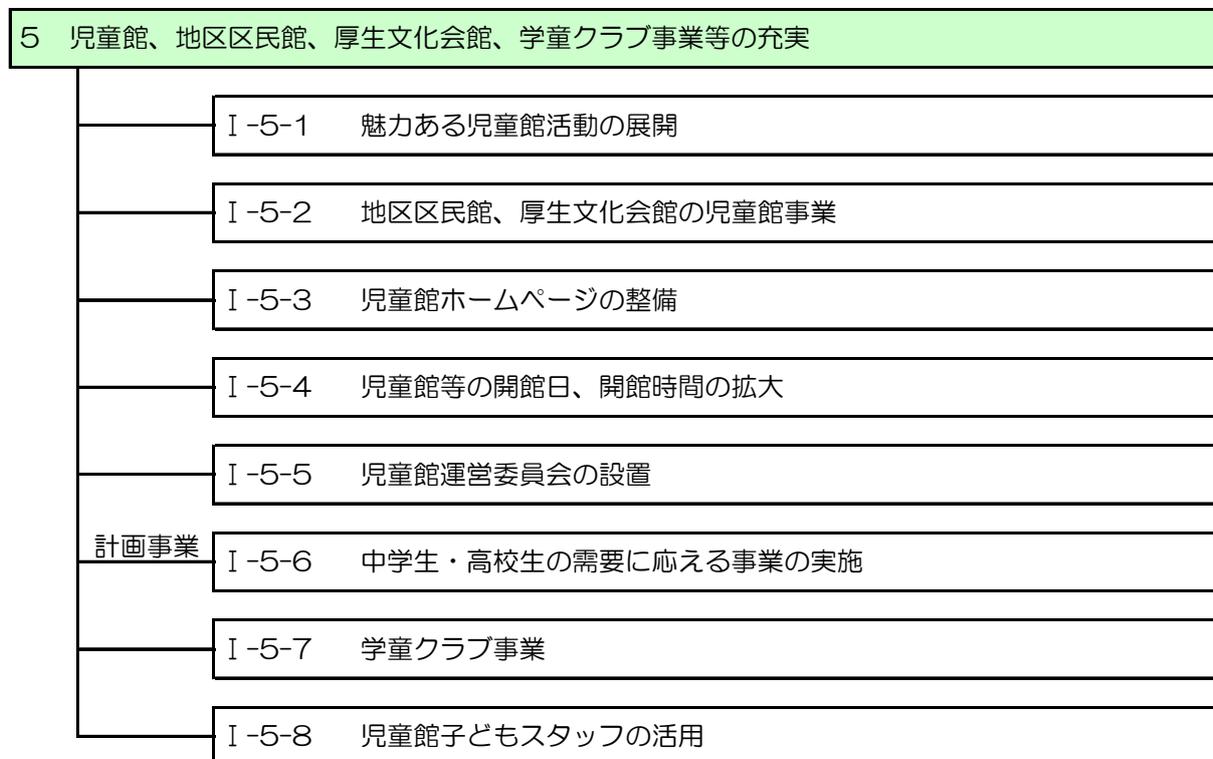
価値観が多様化する中で、子育て・子育てに対するニーズも多岐にわたっています。次世代を担う子どもたちが健やかに育つことのできる地域社会を築くために、児童館は地域の子どもたちの遊びの仲間作りの拠点として、また、子育て家庭の集いの場として機能を更に発展させていきます。

魅力ある児童館事業を行うために、地域の人材活用を図るとともに、子どもたちの意見や要望を反映するため設置した子どもスタッフや、中高生の需要に応える事業の本格実施を通じて、子どもたちが主体的に考え、参画できる施策を展開します。また、児童館運営委員会を軸として、地域の関係機関とネットワークを組むとともに、青少年育成地区委員会、学校、PTA、学校応援団などとの共同行事や、地域へ出向き館外活動を行うことなどによって、地域の子育て拠点としての機能を拡充します。

保護者の就労等により放課後保育に欠ける児童の健全育成については、入会需要を踏まえて、学童クラブの校内移設や施設の増改築により受入人員の拡大を図るとともに、保育時間の延長、障害児受入枠の拡大を行うなど事業の充実に努めます。

また、区民や民間との協働による効果的・効率的な児童館、学童クラブ等の運営をめざして、委託化などを進めるとともに、地域で子育て等を応援する学校応援団の方々による「児童放課後等居場所（ひろば）づくり事業」を進めることによって、地域で子どもと子育て家庭を支える仕組みを広げていきます。

## (3) 施策の体系



#### (4) 計画事業

##### I-5-6 中学生・高校生の需要に応える事業の実施

事業の概要				担当課
<p>既存の児童館は小学生対象施設として建設されており、中高生専用の居場所を確保することは困難です。現在は、時間帯のすみわけをすることにより小学生と中高生のそれぞれの需要が満たされるように努力しています。</p> <p>そのため、より中高生の需要に応えるため、中高生の居場所づくりとして1館でモデル事業を実施していますが、今後は実施館の拡大をめざします。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
中学生 高校生	区	モデル実施 1館	拡大	拡大

## 6. その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実

### (1) 現状と課題

子どもが自立した大人に成長するには、人格の基礎を形成する子どもの時期に、成長の段階に応じた居場所や遊び場が整備されていることが必要です。また、成長に必要なさまざまな体験をすることも欠かせません。

しかし練馬区では、都市化の進展などにより、子どもたちが安全に安心して過ごせる場所が少なくなっています。また、兄弟姉妹の減少により友だち付き合いも苦手になってきているようです。そのため、「友だちと外遊び」から「友だちと家や施設での遊び」へ、「友だちと家や施設での遊び」から「家でのひとり遊び」へと進んでいるようです。小学生のいる家庭と中高生のアンケート結果からも、自宅で過ごす子どもが多くなっており、子ども同士の関係が希薄になっていることがうかがえます。(図表4-5～8)

#### ◆ 放課後の居場所

図表 4 - 5 小学1～3年生

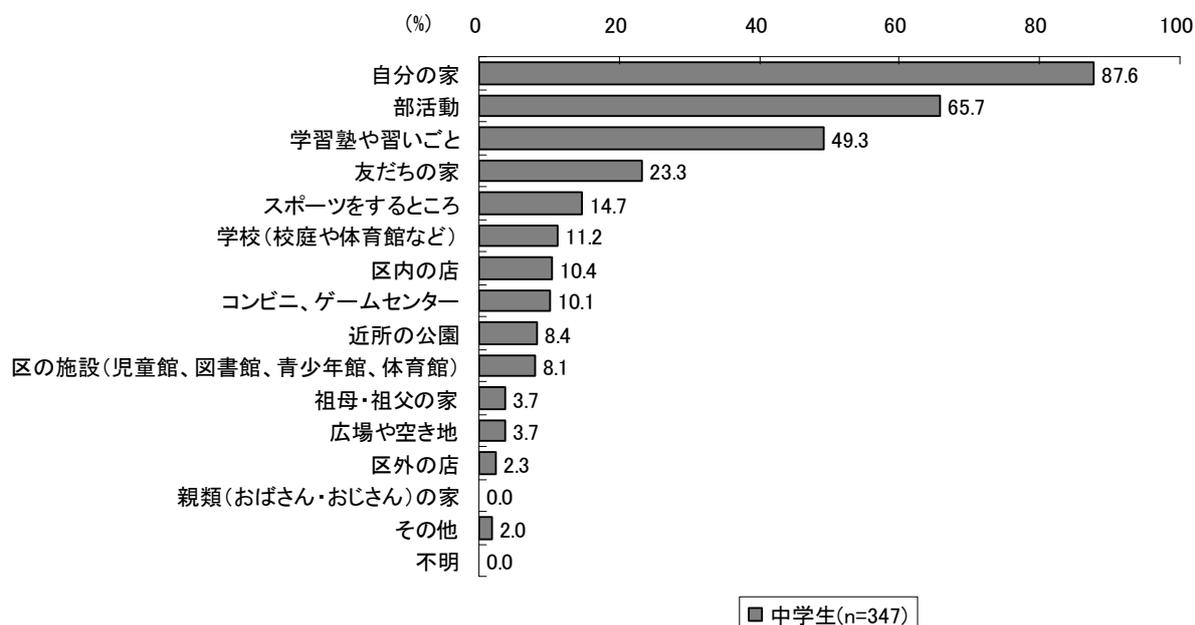
	居保 した し て い る 祖 家 族 と 過 ご し た	学 童 ク ラ ブ に い た	ツ 塾 ク ラ ブ に 行 っ た	に く り 参 加 し た	児 童 放 課 後 等 居 場 所 づ く ら い	友 だ ち の 家 に い た	地 域 の 施 設 に い た	児 童 館 や 図 書 館 な ど の	や 同 居 し て い な い 祖 父 母	自 宅 で 一 人 で 過 ご し た	で 過 ご し た	子 ど も た ち だ け で 自 宅	就 寝 し て い た	そ の 他	不 明 (無 回 答 含 む)
午後1時～2時	7.9	13.7	0.4	12.4	0.9	0.7	0.5	0.9	0.0	0.0	18.5	44.2			
午後2時～3時	17.8	17.3	1.5	13.2	3.1	2.5	0.8	1.4	0.2	0.1	13.7	28.4			
午後3時～4時	26.9	19.4	10.7	11.2	8.8	5.8	1.1	1.8	1.5	0.1	6.1	6.6			
午後4時～5時	27.7	17.2	23.6	6.0	7.8	5.1	1.8	1.3	0.8	0.2	4.6	4.0			
午後5時～6時	56.5	8.5	18.0	0.0	1.5	0.4	3.4	1.6	2.1	0.2	1.9	5.8			
午後6時～7時	78.0	0.1	6.1	0.0	0.6	0.2	2.7	1.6	2.0	0.5	1.5	6.6			
午後7時～8時	83.6	0.1	1.9	0.0	0.4	0.1	2.1	0.7	0.4	2.7	1.2	6.8			

図表 4 - 6 小学4～6年生

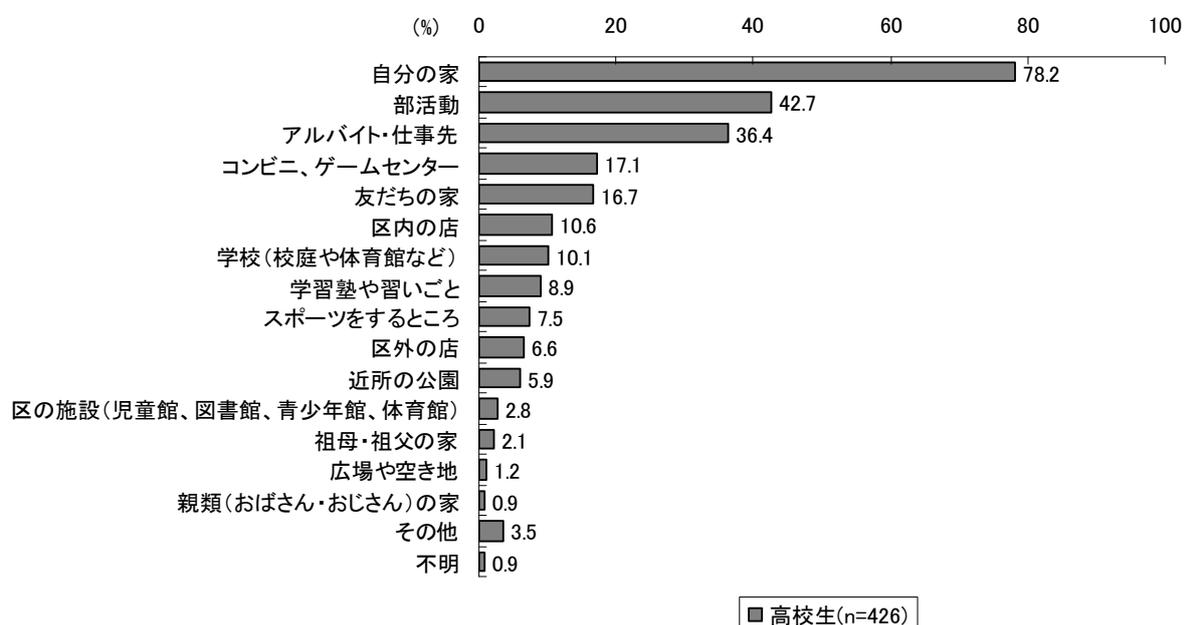
	居保 した し て い る 祖 家 族 と 過 ご し た	ツ 塾 ク ラ ブ に 行 っ た	に く り 参 加 し た	自 宅 で 一 人 で 過 ご し た	友 だ ち の 家 に い た	で 過 ご し た	子 ど も た ち だ け で 自 宅	や 同 居 し て い な い 祖 父 母	地 域 の 施 設 に い た	児 童 館 や 図 書 館 な ど の	就 寝 し て い た	学 童 ク ラ ブ に い た	そ の 他	不 明 (無 回 答 含 む)
午後1時～2時	3.5	0.3	16.3	1.2	0.6	1.2	0.2	0.3	0.1	0.1	23.1	53.1		
午後2時～3時	6.8	1.0	16.3	1.6	1.5	1.5	0.3	0.8	0.1	0.2	21.9	47.7		
午後3時～4時	16.5	4.6	14.1	5.6	6.1	3.2	0.9	2.9	0.1	0.3	15.5	30.0		
午後4時～5時	32.2	22.8	5.0	6.3	9.4	5.0	2.1	2.7	0.1	0.2	6.5	7.8		
午後5時～6時	40.8	34.9	0.7	4.5	3.0	4.2	2.4	0.3	0.1	0.1	2.4	6.5		
午後6時～7時	58.3	24.6	0.0	2.7	0.1	2.5	2.5	0.1	0.2	0.0	1.2	7.8		
午後7時～8時	73.0	12.3	0.0	0.6	0.3	1.2	1.5	0.1	0.8	0.0	1.5	8.7		

出典：(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

図表 4 - 7 中学生



図表 4 - 8 高校生



出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

良好な居場所や遊び場、多様な体験機会は、子どもたちの自立を促すとともに、社会性を育みます。そして、感性を豊かにし、情緒を安定させ、身体を鍛えます。

成長段階に応じた居場所や遊び場、さまざまな体験機会を拡充することが求められています。特に、体験機会の拡充では、大人と子どもが触れ合う機会が少なくなったことによって、成長期に多様な価値観に触れる機会を少なくし、他人を思いやる力、

自ら考える力や遅しく生きる力を弱くしています。さまざまな立場の大人との交流をすることが大切です。また、五感で自然を感じる体験も、子どもの時期にはとりわけ重要です。

## (2) 施策の方向

青少年館、児童遊園、公園等、子どもたちにさまざまな居場所や遊び場を提供するとともに、自然体験や芸術体験、異年齢・異世代との交流体験など、多様な体験機会の充実に努めます。

特に、子どもが安心して過ごせる学校の開放や、学校応援団、ねりま遊遊スクール事業、総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成、こどもエコクラブ事業など、父親や母親をはじめ、地域の高齢者も含めたさまざまな世代の大人が、子どもたちに居場所や体験機会の提供を行う事業の拡充に努めます。

## (3) 施策の体系

6 その他の居場所、遊び場、多様な体験機会の充実	
	I-6-1 青少年館事業
	I-6-2 民間遊び場・公（民）有地一時開放遊び場事業
	I-6-3 青少年キャンプ場の利用促進
	I-6-4 児童遊園・公園・緑道・憩いの森等の整備
	I-6-5 学校施設の地域開放
	I-6-6 学習・文化、スポーツに関する情報提供
	I-6-7 子ども読書活動の推進
	I-6-8 芸術活動等（ジュニア・オーケストラ）
計画事業	I-6-9 学校応援団推進事業
	I-6-10 こどもエコクラブ事業
	I-6-11 スポーツ教室等スポーツ体験
	I-6-12 練馬こどもまつり

	I-6-13 わかものスタート支援事業
計画事業	I-6-14 練馬区における「放課後子どもプラン」
計画事業	I-6-15 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業
計画事業	I-6-16 外遊びの場の提供事業

#### (4) 計画事業

##### I-6-9 学校応援団推進事業

事業の概要				担当課
<p>区立小学校にPTAや町会・自治会やなどの地域住民を主体とした「学校応援団」を設置し、小学校の児童および地域のために、学校・地域相互の人材活用および学校施設の地域活用を図ります。各学校応援団が、子どもたちの遊びや学び、読書等で過ごせる場を提供する「児童放課後等居場所づくり事業」などを担うことにより、子どもたちの健やかな成長を育む環境づくりを推進していきます。</p> <p>今後は、学校応援団が安定した活動を継続できるように、事業の担い手であるスタッフや活動場所の確保等の支援をしていきます。</p> <p>また、放課後子どもたちの安全で健やかな居場所の充実を図るため、練馬区における「放課後子どもプラン」に基づく学童クラブとの連携が円滑に進むよう、安定した事業の継続が行えるよう、ハード（ひろば室整備や校内への学童クラブ移設）、ソフト（連携のきっかけ作りなど）の両面での支援を行っていきます。</p>				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
登録した小学生	学校応援団	小学校 56校	9校増	65校

##### I-6-14 練馬区における「放課後子どもプラン」

事業の概要				担当課
<p>放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるため、全小学校に学校応援団を立ち上げ、学校応援団ひろば事業と学童クラブ事業との連携を図ります。</p> <p>学校応援団ひろば事業と学童クラブとの連携を進めるため、学童クラブの校内移設および必要な学校に学校応援団ひろば室の整備を行います。</p> <p>さらに、この計画を推進し、子どもの安全・安心な居場所を拡充する中で、学童クラブの待機児解消を図ります。</p>				生涯学習課、子育て支援課、計画調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
小学生	区学校応援団、学童クラブ、学校の3者	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校応援団の設置 56校</li> <li>学童クラブ事業とひろば事業の連携の本格実施</li> <li>校内学童クラブ設置数（近接設置校含む）45校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9校増</li> <li>学童クラブ事業とひろば事業との連携</li> <li>校内学童クラブ室の整備 21校増（内新設15校）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>65校</li> <li>学童クラブ事業とひろば事業の全小学校での連携</li> <li>校内学童クラブ設置数（近接設置校含む）60校</li> </ul>

I-6-15 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）事業

事業の概要				担当課
<p>平日放課後、土日・休日の余暇時間を活用して実施する、主に幼・小学生対象の講座です。子どもの活動に取り組む団体の創意工夫を活かし、地域の教育力向上につなげています。</p> <p>今後とも、地域団体と協力しながら、子どもたちが、身近な地域でさまざまな体験ができるように、多くの学習機会を提供していきます。あわせて、ねりまの未来を担う人材の養成を図っていきます。</p>				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども	P T A など地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学生および親子対象講座 400 講座</li> <li>・ 障害のある子どものための連続講座 1 講座</li> <li>・ 中学生対象連続講座 —</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 講座減</li> <li>4 講座増</li> <li>5 講座増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>390 講座</li> <li>5 講座</li> <li>5 講座</li> </ul>

I-6-16 外遊びの場の提供事業

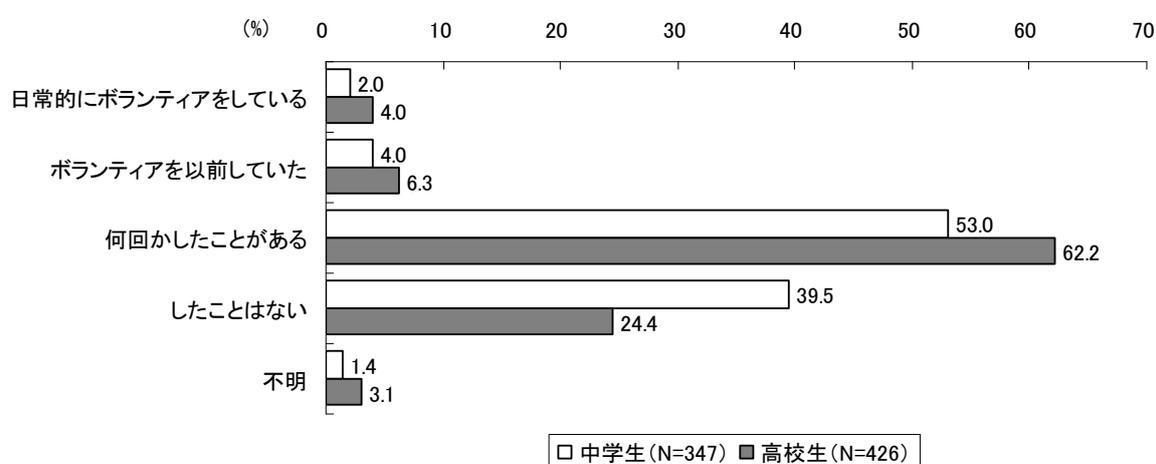
事業の概要				担当課
<p>N P O等民間活動団体との協働により、子どもたちが生きる力をはぐくむための遊びの場として、幅広い年齢層を対象に、実体験を積み重ねることのできる外遊びの場を開設します。</p>				子育て支援課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども	区または民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊び場提供事業案検討</li> <li>・ 活動団体調査</li> </ul>	遊び場提供事業の実施	遊び場提供事業の実施

## 7. 子ども自らが考え、参画する機会の拡充

### (1) 現状と課題

子どもが、自立した大人になるためには、子どもの時期に獲得したさまざまな体験を糧として、自己の意思と責任で、地域の中で役割を持って活動するなど、社会に参画していくことが必要です。中高生を対象にしたアンケート調査では、ボランティア活動の経験があるのは、中学生で59.0%、高校生で72.5%という結果でした（図表4-9）。また、参加したいボランティア活動については、中学生、高校生ともに「環境を守る活動」が30%を超えています（図表4-10、11）。

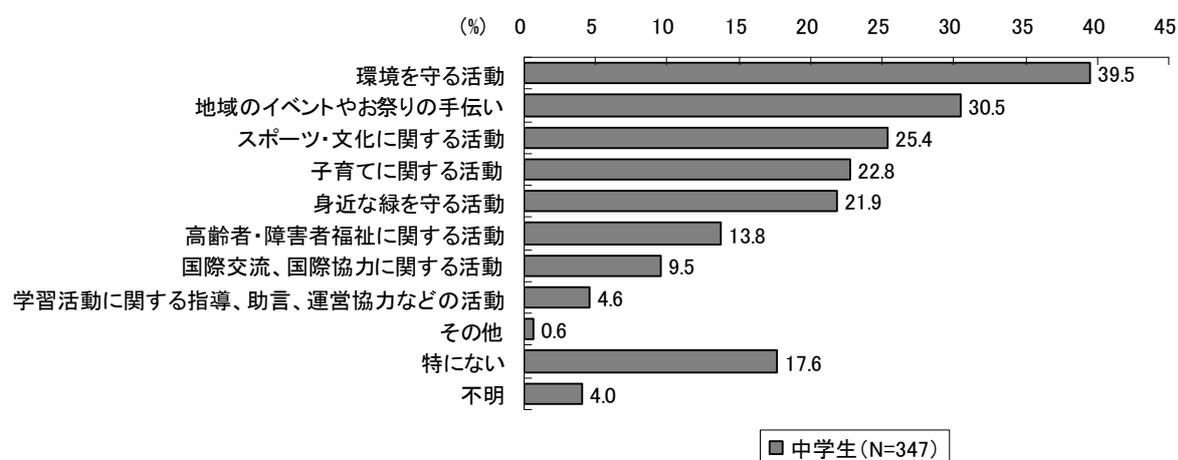
図表4-9 ボランティア活動経験（中高生）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

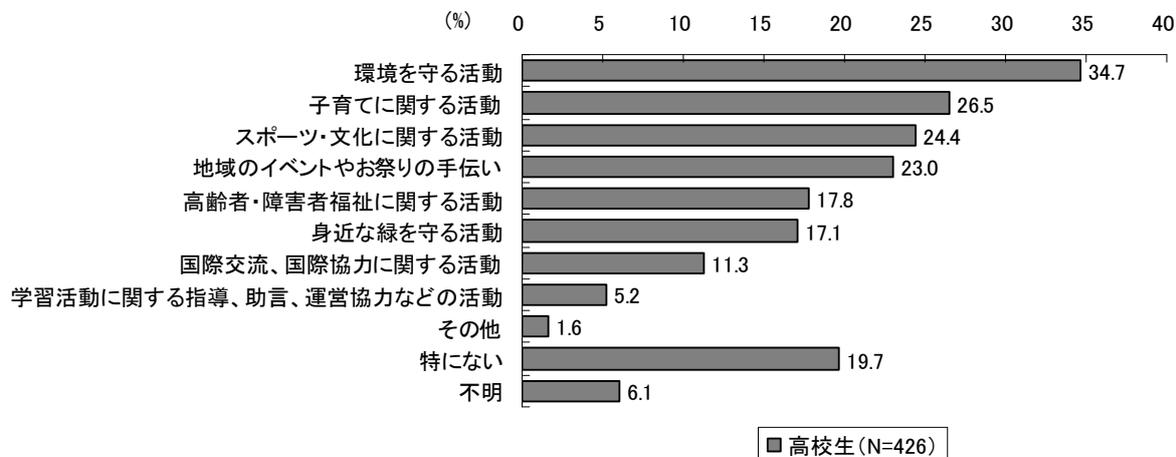
### ◆ 参加したいボランティア活動

図表4-10 中学生



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表 4 - 11 高校生



出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

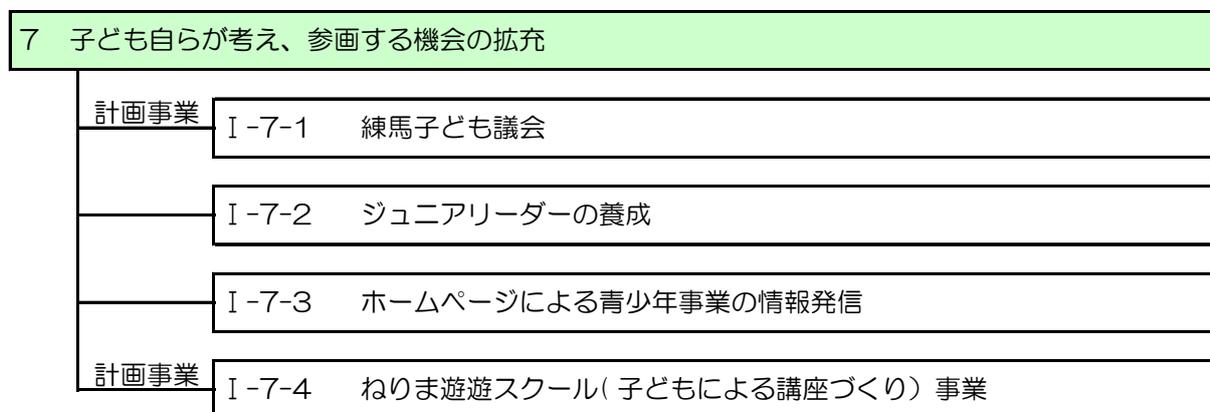
少子化の影響や子どもを取り巻く犯罪の状況などのさまざまな要因により、子どもに対して、過保護や過干渉の傾向が強くなっているといわれています。子ども自らが考え、それぞれの力を発揮しながら参画できる場が求められます。

## (2) 施策の方向

子どもたちが主体的に考え、参画できる施策を展開します。参画により子どもたちが自分への自信を持ち、新たな課題に立ち向かう力を育みます。

特に、次代を担う子どもたちが、未来に関わる事柄について考える力を身につけることが大切です。練馬子ども議会などを通じて、子どもたちに、未来の練馬区を考えてもらう施策を展開します。

## (3) 施策の体系



#### (4) 計画事業

##### I-7-1 練馬子ども議会

事業の概要				担当課
<p>学校などから選出された子ども議員が、区政について意見や質問を表明し、それに区職員が答弁します。</p> <p>子どもたちが区政や区議会について理解を深め、区政等への参画の意識を高める契機とします。</p> <p>また、子どもたちの意見や要望を、区が聴取する機会とします。</p>				青少年課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども	区	年1回開催	継続	年1回開催

##### I-7-4 ねりま遊遊スクール(子どもによる講座づくり) 事業

事業の概要				担当課
<p>平日の放課後、土日・休日を活用し、中高生自らが小学生を対象に企画・運営をする講座です。今後は、「子どもたちにとって、かけがえのない存在として地域社会の中で活かされ、感謝され、必要とされる場所」としての「要(い)場所」事業を推進していきます。</p>				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども	子ども、地域団体	15講座	33講座増	48講座

## 8. 経済的な支援

### (1) 現状と課題

子育て家庭においては、学校教育や塾の費用などの教育費をはじめとした子育てに要する費用が年々増加しています。一方、長引く景気低迷の中で、所得は減少しているため、家計に占める子育てに要する費用の割合も年々上昇しています。

このような状況の中で、子育てで出費がかさむことを負担に感じている家庭の割合は、就学前児童のいる家庭で30.1%、小学校児童のいる家庭で43.2%、40歳代の子育て家庭（13歳から18歳の末子がいる世帯）では70.0%となっており、子どもが成長するにしたがって経済的な負担感が増しています。また、内閣府の調査（平成14年「社会意識に関する世論調査」）によると、子育てのつらさの内容として「子どもの将来の教育にお金がかかること」が51.6%と最も高くなっています。

子どもの成長に従って、塾や習いごと、進学や通学のための費用が、家庭の大きな負担になっていることがうかがわれます。

区では、国や都の制度に基づきながら、子育て家庭に対してさまざまな経済的な支援策を行っています。

また、国では経済的な支援の拡大について検討をしています。

子育て家庭の生活の安定などを目的として実施している児童手当については、子ども一人につき月額5千円（第3子からは1万円）を支給しています。支給対象年齢については、平成18年4月に小学校3年生から小学校6年生まで拡大しました。

子どもの健やかな育成を目的として実施している子ども医療費助成については、中学生までの子どもの医療費を対象として、健康保険の自己負担分などを助成しています。なお、都の制度では所得制限を設けていますが、区は所得制限を設けずに実施しています。

また、教育にかかる経済的負担の軽減については、小学校・中学校の就学援助、特別支援学級就学奨励費の支給などを実施しています。

そのほか、母子家庭などを対象とした児童扶養手当、ひとり親家庭を対象とした児童育成手当（育成手当）およびひとり親家庭等医療費助成、障害児を養育する家庭を対象とした特別児童扶養手当および児童育成手当（障害手当）などの経済的な支援策を実施しています。

これら経済的な支援のために支出している金額は、平成20年度では約127億5千2百万円となっています。

しかしながら、アンケート結果にも表れているように、子育て家庭の経済的な負担感の緩和には至っていないのが現状です。

今後は、子育て家庭の負担感の緩和に結びつく経済的な支援策を充実していくことが求められます。

一方、新たに経済的な支援策を実施するためには、そのための財源を確保することが必要です。

区は、これまで国や都の補助金など財源の確保に努めながら施策の充実を図ってき

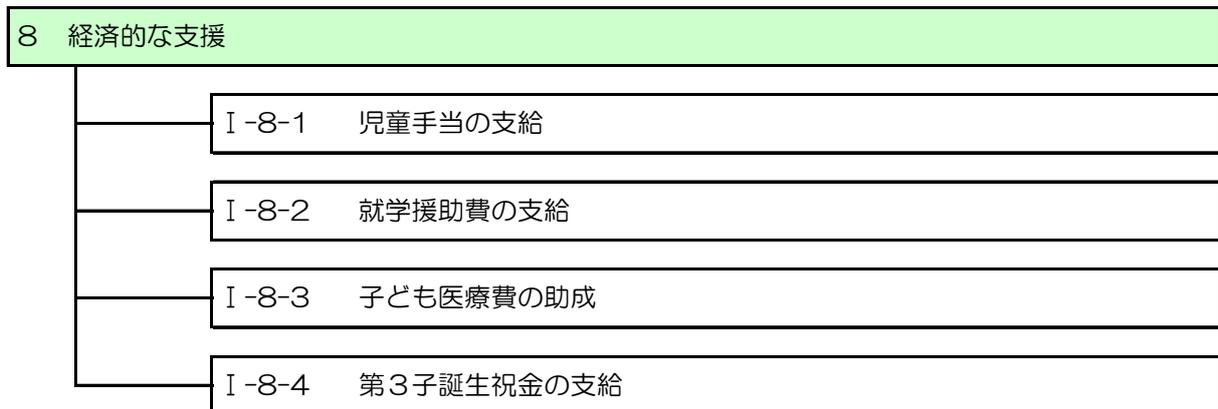
ましたが、それと同時に今後とも制度の充実について国や都に働きかけていく必要があります。

## (2) 施策の方向

子育て家庭の負担感を緩和するために、児童手当の支給、子ども医療費の助成、就学援助費の支給などの経済的支援を実施します。

また、子ども医療費の所得制限の廃止を東京都に要望するなど、制度の充実について機会をとらえて国や都に要望していきます。

## (3) 施策の体系



## 9. 誰もが働きやすい就業環境の推進

### (1) 現状と課題

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、1週間に60時間以上仕事をしている父親が32.1%に上っており、父親が子育てに関わりにくくなっています。平成21年度区民意識意向調査で、家庭における男女の役割分担について、本来はどのようにあるべきか質問したところ「男女とも仕事をし、家事等は男女がともに分担」すべきという回答が4割を超え最も多いのですが、実際の役割分担について質問したところでは、そのように役割分担しているとの回答は約1割に過ぎません。

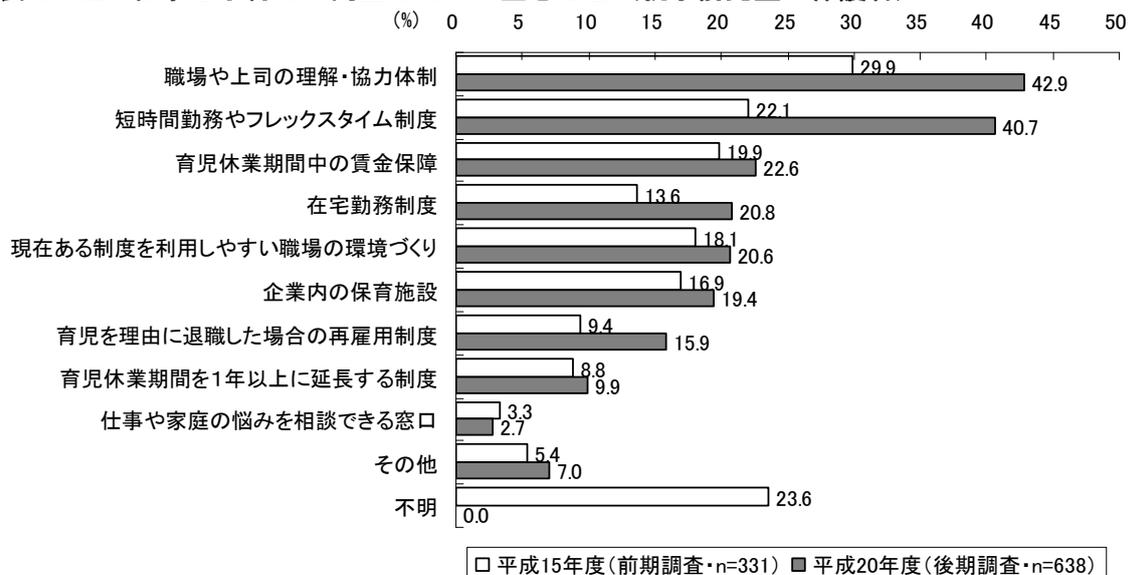
このため、働く女性は、仕事の他に家事・育児・介護を担うことが期待され、働き続けるためには妊娠・出産をためらわざるを得ない場合があります。

これを解消するためには、父親と母親がともに十分に子育てに関われるような社会にしていくことが大切です。男性を含めたすべての人が、人生の各段階において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる多様な生き方を選択できるように、「働き方の見直し」に社会全体で取り組んでいくことが必要です。

子育て期間中はいったん仕事を離れ、その後に再就職するという道筋も、多く見られます。それぞれの生活に合わせて働くために、自ら事業を起こしたりNPO（特定非営利活動法人）に携わったりすることを目指す区民もいます。これらを含めた多様な働き方の選択を支援することが求められます。

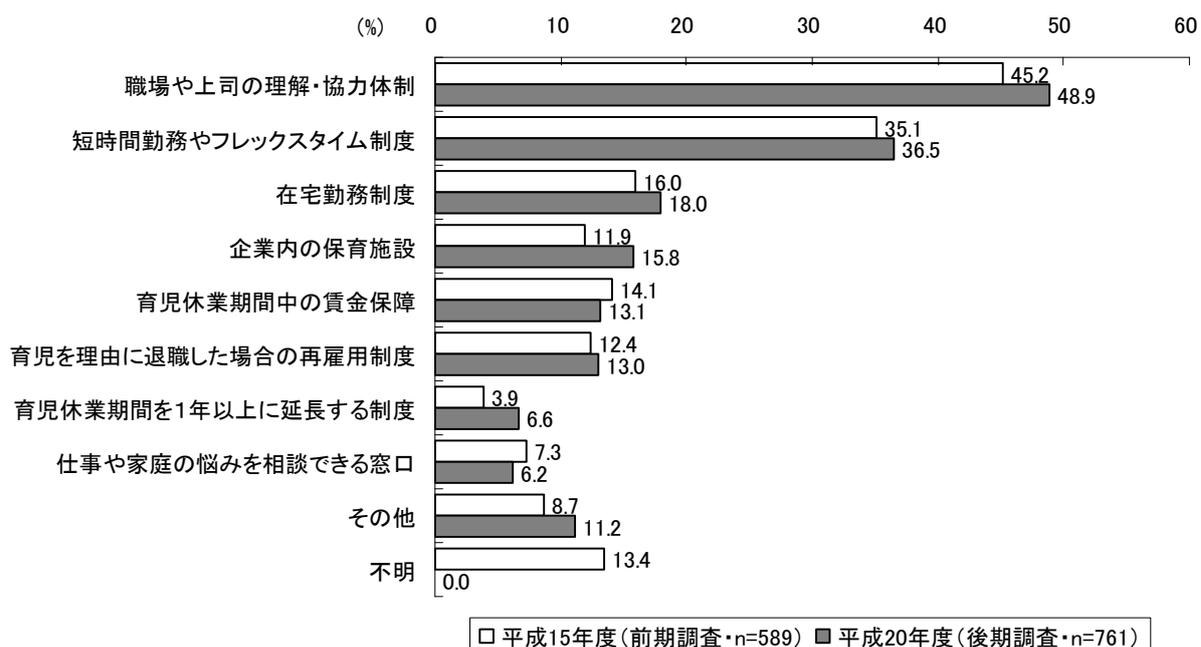
また、『仕事と子育てを両立させるために職場に望むこと』（平成20年度調査）は、就学前児童のいる家庭でも小学生のいる家庭でも、「職場や上司の理解・協力体制」が最も高くなっています。またこれらの項目は平成15年度調査でも同様に最も高く挙げられていましたが、平成20年度調査の方が割合が高くなっています（図表4-12、13）。

図表4-12 仕事と子育ての両立のために望むこと（就学前児童の保護者）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表 4 - 13 仕事と子育ての両立のために望むこと（就学児童の保護者）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 （後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

働く意志を持つ女性・男性がともに育児や介護を分担しながら働き続けることができるように、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法制度は整備されてきましたが、依然として、職場優先の意識や性別によって役割分担を固定的に考えてしまう意識等により、子育て中の父母が働きやすい環境が実現したとは言い難い現状です。

このため、区民、区内の事業主、区内で働く人等の意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等と仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を行うことが必要です。

区は子育てと仕事の両立を支援するためにさまざまな施策を実施していますが、今後はさらに施策の充実を図るとともに、保護者や事業主への情報提供に努め、必要に応じて必要なサービスを活用できるようにしていくことが課題となっています。

## (2) 施策の方向

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等を解消するため、働き方の見直しについて、区民、区内の事業主、区内で働く人等に国、東京都、近隣区等と連携を図りながら広く呼びかけを行います。

仕事と子育ての両立支援のための関係法制度等について情報収集を行い、情報紙の発行やホームページ、資料コーナーの運営や労働相談等により、広報・情報提供を行います。また、機会を捉えて関係法制度の整備について、国・東京都へ要望します。

子育て等で離職した後の再就職や起業のための基礎的な知識・技能を身につけるための講座等により、多様な働き方の選択を支援するとともに、就労相談や支援の事業

についても実施していきます。

### (3) 施策の体系

9 誰もが働きやすい就業環境の推進	
計画事業	I-9-1 男女共同参画に関する啓発行事等
計画事業	I-9-2 「ねりま産業情報（ペがさす）」等による啓発・広報
計画事業	I-9-3 男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報
計画事業	I-9-4 就職・再就職のための情報提供
	I-9-5 起業家支援のための講座
	I-9-6 就労相談・支援
	I-9-7 労働資料の収集および提供
	I-9-8 労働に関する講座等
計画事業	I-9-9 男女共同参画計画に基づく施策の推進

### (4) 計画事業

#### I-9-1 男女共同参画に関する啓発行事等

事業の概要			担当課
男女共同参画社会（男女が対等に、自らの意思で社会のあらゆる分野の活動に参画でき、均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会）の実現に向けて、講演会等の各種啓発行事を実施することによって、働き方の見直しや職場での固定的性別役割分担意識の解消を促します。			人権・男女共同参画課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量
区民、事業主、区内で働く人等	区	講演会等（ねりまフォーラム） 年1回開催	継続
			26年度末の目標値
			講演会等（ねりまフォーラム）年1回開催

I-9-2 「ねりま産業情報（ぺがさず）」等による啓発・広報

事業の概要				担当課
<p>区の産業施策等の情報を提供する広報紙「ねりま産業情報（ぺがさず）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。</p> <p>また、区内事業所が次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定するよう働きかけるなど、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。</p>				商工観光課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民、事業主、区内で働く人等	区	「ねりま産業情報（ぺがさず）」に就労支援の記事を掲載し、区内商店会および産業団体加盟の事業所に配布	関係記事の掲載を継続して行っていく	関係記事の掲載

I-9-3 男女共同参画情報紙「MOVE」等による啓発・広報

事業の概要				担当課
<p>男女共同参画情報紙「MOVE（ムーブ）」等によって、意識改革を推進するための広報・啓発、情報提供等を行います。また、仕事と子育ての両立に関連する法制度等の広報・啓発、情報提供等を行います。</p>				人権・男女共同参画課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民、事業主、区内で働く人等	区	関係記事の掲載	関係記事の掲載を継続して行っていく	関係記事の掲載

I-9-4 就職・再就職のための情報提供

事業の概要				担当課
<p>練馬女性センターえーるで、子育てで退職した女性等に、就職・再就職や職業能力開発の基礎的な知識・技能を身につけるための講座を実施します。また、就職・再就職および職業能力開発のための各種情報の収集および提供を行います。</p> <p>昨今の経済危機の影響もあり、より多くの女性が再就職を望む状況となっていることから、より再就職に結びつきやすいように、具体的で実践的な講座の実施と、情報発信を継続していきます。</p>				人権・男女共同参画課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座 年3回（15日）（前年度までの講座と講演会を統合）</li> <li>情報提供のためのホームページ運営</li> <li>情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の隔月発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座 毎年3回（15日）</li> <li>情報提供のためのホームページ運営・充実</li> <li>情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の隔月発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座 年3回（15日）</li> <li>情報提供のためのホームページ運営・充実</li> <li>情報ライブラリーニュース「すてっぷ」の隔月発行</li> </ul>

I-9-9 男女共同参画計画に基づく施策の推進

事業の概要			担当課	
<p>第2次練馬区男女共同参画計画では、基本理念の1つとして「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げています。特に働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することは、区民が人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現するための取り組みの一つとして重要です。</p> <p>第2次計画が平成22年度で終了することを受け、平成22年度末に次期計画を策定し、平成23年度から新たな計画に基づく男女共同参画に係る施策を総合的に推進していきます。</p>			<p>人権・男女共同参画課</p>	
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民、事業者、区職員	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期練馬区男女共同参画計画の策定に向けての提言</li> <li>女性の労働実態調査の実施</li> </ul>	次期練馬区男女共同参画計画の策定および計画に基づく施策の推進	次期練馬区男女共同参画計画に基づく施策の推進

## Ⅱ. 子どもと親の健康づくりを応援します

### 1. 健康診査等の充実

#### (1) 現状と課題

母子の健康の保持増進や疾病・障害の早期発見、早期療育のために、健康診査等の果たす役割は重要です。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査では、乳幼児健診に「満足している」、「だいたい満足している」との回答は、合わせて85.4%となっています。乳幼児健診に期待することとしては「病気・異常の早期発見ができる場」80.3%、「身体計測の場」62.8%、「歯科健診の場」59.7%、「育児相談ができる場」56.9%、「栄養相談ができる場」43.7%となっています。

これらの結果から、健診は、身近なところで子どもの成長発達について確認・相談できる場、育児を専門職に相談できる場、すなわち子育て支援の場としてより強く求められていることがわかります。

また、地域の中で孤立することなく子育て支援ができるように子育て支援に関するサービスの情報提供は重要であり、その結果保健所・保健相談所の子育て支援サービスの認知度・利用度も高くなっています。

区では、妊娠の届出をした方に、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくための母子健康手帳を交付するとともに、子育てに関する情報をわかりやすく記載した区独自の手帳「出産育児情報」を別冊として作成し、同時に配付しています。また、すべての妊婦の方を対象に妊娠中の前期・後期2回分を配布していた妊婦健康診査受診票を14回分にまで増やし、安心して妊娠・出産ができるように、妊娠中の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図ってきました。

また、4か月児・6～7か月児・9～10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、身体の発育および精神発達面から、総合的に健康診査を実施しています。4か月児・3歳児健診は保健相談所で行い、6～7か月児・9～10か月児・1歳6か月児を対象とした健診は、委託医療機関で行っています。

健康診査の受診率向上のために健診の時間を子どもの生活リズムに配慮した時間帯へ変更し、未受診者への受診勧奨も行っています。

健全な口腔機能を育てるために、1歳6か月児と3歳児に加え、2歳児、2歳6か月児についても歯科健診が受けられる機会を設けました。これにより、半年に一度、歯科健診が受診できる体制を整えました。平成20年度の3歳児健診でむし歯のない子どもは、82.7%でしたが、今後、さらにむし歯のない幼児を増やしていくための啓発が必要です。

また、障害や疾病の早期発見・早期療育のために、健康診査後の経過観察を行うことや、障害や発達の遅れのある乳幼児の親へ早い段階からの支援を進めることも必要です。

さらに、学齢期においては、小・中学校全児童生徒を対象に健康診断のほかに、生

活習慣病検診を実施しています。また、歯科の健康診断の際にむし歯・歯周疾患のない児童に対して「よい歯のバッチ」を交付し、むし歯予防と早期治療を啓発しています。

このように、妊娠、出産から乳幼児期については保健相談所、学齢期については学校を中心として、母子の健康保持、疾病・障害の早期発見、早期療育を図っています。

## (2) 施策の方向

母子健康手帳については、今後も情報を更新し、役に立つ内容とするよう充実に努めます。

受診率の高い乳幼児健診は、多くの子育て中の家庭と早い段階で接することができる機会であり、親子の健康の保持増進や疾病・障害の早期発見、早期療育のための重要な保健施策として位置づけます。そのため、健診の実施方法の工夫や専門職員の資質の向上に努めるとともに、健診未受診者を対象として、受診勧奨や家庭訪問を行い受診率の向上をめざします。あわせて、健診が親自身の相談もできる場となるように努め、積極的な育児支援を行い、子ども家庭支援センターや他の関係機関と連携して、育児不安が虐待に発展することを防ぎます。

歯科健診では、むし歯になりやすい生活習慣のある子に定期的なフォローを行うなどむし歯の減少に努めます。

さらに、健診後のフォロー教室、経過観察や障害児を持つ親の会等への支援を引き続き行い、今後開設予定の（仮称）こども発達支援センター、保育所、幼稚園、小中学校等の関係機関と連携し、子どもの発達についての悩みや不安の軽減を図れるようにしていきます。

## (3) 施策の体系



II-1-8	乳幼児経過観察健診
II-1-9	障害児を持つ親の会等への支援
II-1-10	妊婦健康診査事業

#### (4) 計画事業

##### II-1-3 幼児歯科健診

事業の概要				担当課
1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児の幼児を対象に、歯科健診および歯科保健指導を行います				保健相談所
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
幼児	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1歳6か月児歯科健診：受診率 86%</li> <li>・ 2歳児歯科健診：受診率 77%</li> <li>・ 2歳6か月児歯科健診：受診率 22%</li> <li>・ 3歳児歯科健診：受診率 90%</li> <li>・ 3歳児のむし歯のない子の割合：83%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4ポイント増</li> <li>・ 3ポイント増</li> <li>・ 8ポイント増</li> <li>・ 受診率の増加</li> <li>・ 2ポイント増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受診率 90%</li> <li>・ 受診率 80%</li> <li>・ 受診率 30%</li> <li>・ 受診率 90%以上</li> <li>・ 割合：85%</li> </ul>

## 2. 健康相談の充実と育児不安の解消

### (1) 現状と課題

核家族化の進行などに伴って孤立しがちな子育て家庭では、育児に対する不安感や負担感が広がっています。就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果でも、保護者の子育てに関する不安感や負担感については、「不安や負担を感じる」（「非常に不安や負担を感じる」＋「なんとなく不安や負担を感じる」）は52.7%で、平成15年度調査と比較すると、不安感や負担感は増加傾向にあります。

保健相談所では、妊娠、出産および育児についての正しい理解を深めていただき、育児に対する不安や悩みを軽減できるよう、「育児栄養相談」等の各種の相談事業や「両親学級（パパとママの準備教室）」「母親学級」「育児と離乳食講習会」などを開催しています。「両親学級（パパとママの準備教室）」については、毎回定員を超える申し込みに応じるため開催回数を増やし、「母親学級」については、歯科健診の導入や妊婦同士の交流が図れるよう内容を充実しました。

相談事業については、保健師や管理栄養士、歯科衛生士などの専門職員が、子どもの成長段階に合わせて子育ての悩みや不安等を総合的に相談できる場として、平成21年度から健康相談を充実しました。また、1歳児の健康相談では、来所者全員を対象として食育推進事業「すこやか親子の食事講習会」を同時実施し、親と子の食生活の不安に応えられるよう開催回数を増やし内容を充実しました。

また、訪問事業として、妊娠届等による「妊婦訪問」や、これまでの新生児訪問事業を拡大し、生後4か月までの乳児のいる全家庭を対象として、「産婦訪問」と併せて、助産師や保健師が訪問する「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」を実施しています。さらに、産後の心の問題を早期に把握・支援するためにEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施しています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によると、「子どものことで心配に感じていること、気になっていること」については、犯罪被害や交通事故に続いて、「病気や発育・発達に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」「食事や栄養に関すること」が多くなっています。

一方、「子育てに関する悩みや不安の相談相手」として「保健所・保健相談所」は10.4%となっています。

これらの結果から、子どもの心配事や気になることについて、保健所・保健相談所は身近な相談相手として、保護者の不安や悩みに十分応えるために、相談事業や訪問事業をより充実していくことが必要です。

また、育児に対する不安感や負担感を軽減するためには、子育て家庭の交流を促進し、親がお互いの悩みを語り合うことによって孤立感を和らげることも大切です。このため、親の心の健康を支援するため、育児の不安や悩みを語り合い、親同士の交流が広がるように育児交流会（グループミーティング）を実施しています。

さらに、乳幼児期に起こりやすい事故を未然に防ぐための啓発や、妊産婦の飲酒・喫煙の防止、乳幼児のいる家庭における受動喫煙による健康被害の予防などに関する

知識の普及なども継続して進めていく必要があります。

## (2) 施策の方向

父親と母親が妊娠中から協力して子育ての準備を進めることができるように「両親学級」や「母親学級」の内容を充実していきます。あわせて保護者の孤立化を防ぐため、育児交流会等の支援に努めます。また、乳幼児の健康被害や事故を防止するための普及啓発や情報提供にも努めます。

さらに、子育ての不安や心配事の身近な相談機関として早期から支援できるように、「こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）」の実施率の向上と充実を図ります。また、相談事業や訪問事業に加え、地区担当保健師による継続相談をとおして虐待予防に努め、子ども家庭支援センターや他の関係機関と連携して支援していきます。

## (3) 施策の体系

2 健康相談の充実と育児不安の解消	
	Ⅱ-2-1 両親学級（パパとママの準備教室）・母親学級
	Ⅱ-2-2 育児と離乳食講習会
	Ⅱ-2-3 子育て学習室
計画事業	Ⅱ-2-4 妊産婦訪問、産後相談
計画事業	Ⅱ-2-5 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）
	Ⅱ-2-6 育児栄養相談
	Ⅱ-2-7 アレルギー相談・アレルギー講習会
	Ⅱ-2-8 育児交流会（グループミーティング）
	Ⅱ-2-9 多胎児の会
	Ⅱ-2-10 子育てグループの育成・支援
	Ⅱ-2-11 子どもの事故防止の普及啓発
	Ⅱ-2-12 妊婦の飲酒や喫煙の防止および受動喫煙による健康被害予防の啓発

II-2-13	SIDS（乳幼児突然死症候群）の情報提供
II-2-14	育児支援家庭訪問事業
II-2-15	幼児健康相談

#### (4) 計画事業

##### II-2-4 妊産婦訪問、産後相談

事業の概要				担当課
<p>妊娠届や健康診査の結果等から保健指導が必要な妊婦や、出生通知票を受理した産婦等に対して健康状態、生活環境、疾病予防等について訪問指導を行います。産婦訪問では、EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）を実施し、産後の心の問題の早期把握・支援に努めます。また、4 か月児健診時に産後の健康管理や育児について保健指導を行います。</p>				保健相談所
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
妊産婦	区	産婦訪問実施率 75.0%	15.0ポイント増	90.0%以上

##### II-2-5 こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）

事業の概要				担当課
<p>生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、新生児及び乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等に関し、適切な指導を実施するとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。</p> <p>また、支援が必要な家庭については、適切なサービス提供に結びつけるなど、関係機関と連携しながら継続して支援を行い、育児不安・負担の軽減に努めます。</p>				保健相談所
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
生後4か月までの乳児	区	訪問実施率 75.0%	15.0%ポイント増	90.0%以上

### 3. 予防接種の推進

#### (1) 現状と課題

予防接種法が制定された1948年当時は戦後まもない時期であり、衛生状態も悪く伝染病が流行していました。衛生状態もよく、予防接種の普及した現在では感染症は少なくなっていますが、以下のように予防接種対象疾患が指定されています。

- ①中止すれば再び流行の起こるおそれの大きい疾患 例) ポリオ・日本脳炎・百日咳・ジフテリア
- ②現在でも重症合併症により死亡例のある疾患 例) 麻しん・結核
- ③常時感染の機会があり、災害時の社会防衛上必要なもの 例) 破傷風
- ④先天異常の原因となる疾患 例) 風しん

上記の対象疾患のなかで、ポリオは日本国内ではほぼ根絶されています。

練馬区では平成14年1月から保健情報システムを用いて、標準接種年齢に達した乳幼児へ、三種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風）、二種混合（ジフテリア、破傷風）、ポリオ、麻しん風しん混合の定期予防接種の予診票を、個別に送付しています。標準接種年齢に達する度に送付しているため、勧奨効果は高いと思われます。

麻しんについては、麻しん風しん混合ワクチンが承認されたため、平成18年4月から2回目を接種することになりました。平成19年春には、高校生・大学生の間で麻しんが全国的に大流行となり、2012年（平成24年）までの麻しんの排除を目標に、平成20年4月からは5年間の補足接種として中学1年生・高校3年生に開始しています。

麻しん風しんⅠ期の接種率は平成20年度で100%、Ⅱ期の接種率は96.3%となっており、すこやか親子21で提唱されている接種率95%を超えています。

しかし、中学1年生を対象としたⅢ期は81.4%、高校3年生を対象としたⅣ期は65.2%と低く、接種率の向上が課題です。

結核の予防接種であるBCGについては、平成19年に結核予防法が廃止された際に、予防接種法の定期予防接種となりました。これまで直接BCGへの変更や、接種対象年齢の短縮などの改正が繰り返されていますが、練馬区では現在、乳児健診（4か月健診）時にBCG接種を行っており、接種率は98%と高率です。

なお、日本脳炎については、国の方針で平成17年5月30日から積極的勧奨の差し控えが継続しており、個別通知は休止しています。

一方、平成21年4月に海外で発生した新型インフルエンザが、国内においても感染拡大を続け大流行になっています。この新型インフルエンザに対しては、11月から死亡および重症化の防止を目的に、優先対象者ごとに予防接種が始まっています。

新型インフルエンザの発生などで、任意予防接種に対する問い合わせや要望がますます多くなってきており、適切な情報提供や関係機関との協議が課題となっています。

#### (2) 施策の方向

練馬区では平成14年に中学校で麻しんの集団発生が起きたことをきっかけに、同

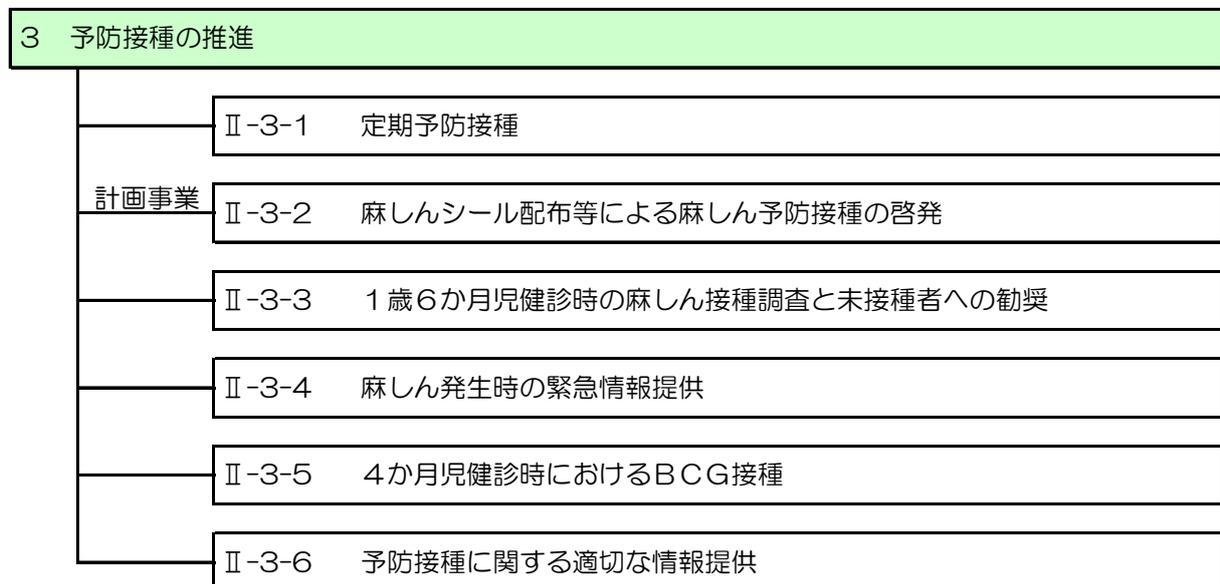
年秋より積極的に麻しんの予防接種の勧奨を行っています。今後は勧奨の効果を検証しながら、予防接種率の向上を図ります。

麻しんのみならず、定期予防接種全体の勧奨については、学校等の関係機関との連携を強化していきます。

平成19年春に、高校生・大学生の間で麻しんが大流行しました。そこで、国は2012年（平成24年）までの排除を目標とした「麻しん（はしか）排除計画」を策定しました。区でも、麻しん予防接種実施計画を策定し、この計画に基づいて関係機関で構成する協議会を開催する等、目標達成に必要な接種率の向上を目指して努力をしています。

今後も頻繁に改正が予想される定期予防接種への対応と、種類の増え続ける任意予防接種に関する情報について、適切に提供できるよう努めます。

### (3) 施策の体系



### (4) 計画事業

#### Ⅱ-3-2 麻しんシール配布等による麻しん予防接種の啓発

事業の概要				担当課
4か月健診時に麻しんの予防接種を勧めるシールを配布し、カレンダーの1歳の誕生日欄に貼ってもらうことで麻しんの予防接種を啓発します。 【平成21年度末の現況（見込み）】 約6,000枚 配布				保健予防課
対象者	事業主体	21年度末の現況（見込み）	5か年の事業量	26年度末の目標値
1歳児	区	約6,000人にシールを配布する	約30,000人にシールを配付する	100%

## 4. 小児（救急）医療・周産期医療の充実

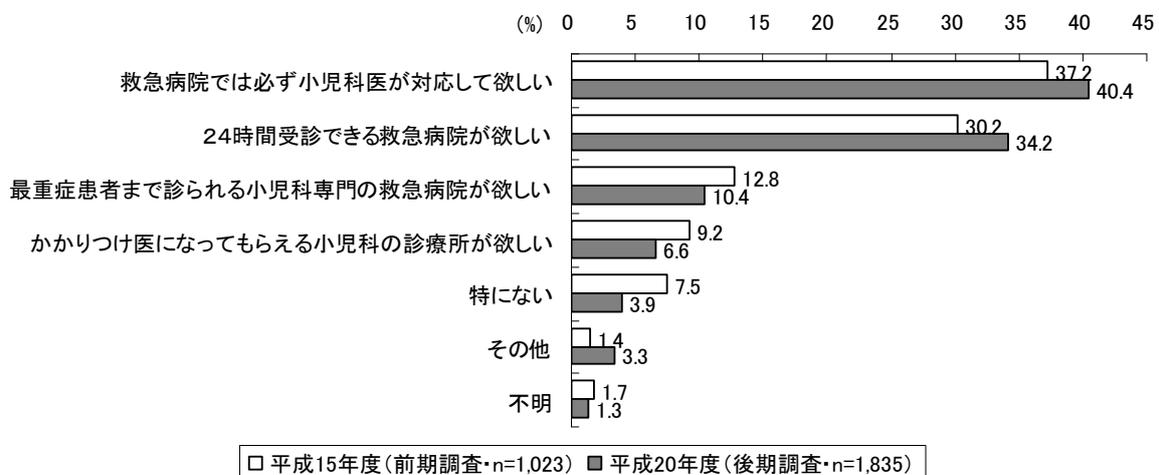
### (1) 現状と課題

練馬区でも晩婚化や妊娠中も就業を続ける女性の増加などにより、高齢出産や低体重児の出生が増加傾向となっています。区では、妊娠中の母体の異常や子どもの疾病等に対して妊娠高血圧症候群等医療費助成や未熟児養育医療給付等を行い、早期に適切な医療を受けられるよう支援しています。

また、区内の小児科・産科の医療機関数は、ほぼ横ばいの推移を示していますが、妊娠、出産から新生児に至る高度に専門的な医療を総合的に提供する周産期医療については、ほとんどが区外の医療機関を利用しなければならない状況で、病床の確保が必要です。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査（平成20年度調査）では、「救急病院では必ず小児科医が対応して欲しい」「24時間受診できる救急病院が欲しい」「最重症患者まで診られる小児科専門の救急病院が欲しい」などが挙げられています。また、これら上位3つの項目は、平成15年度調査の際にも挙げられていましたが、上位2つの項目については、平成20年度調査の方が割合が高くなっています（図表4-14）。

図表 4 - 14 夜間の救急医療に一番望むこと（就学前児童の保護者）



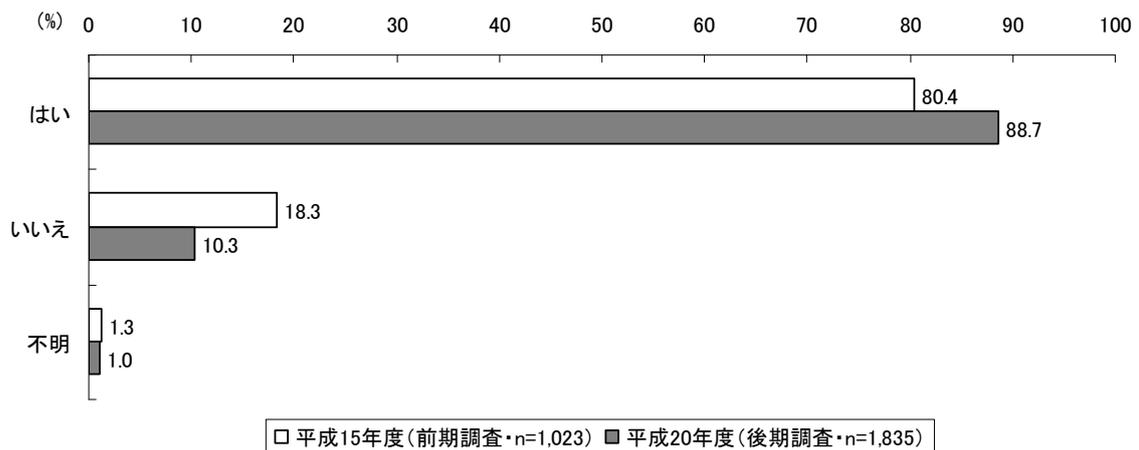
出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

区では小児救急医療対策として、区内の2大学病院に毎準夜（午後5時から午後10時）の小児初期救急医療事業を委託しています。平成20年度の小児初期救急患者は日本大学医学部付属練馬光が丘病院2,851人、順天堂医学部付属練馬病院1,082人でした。また、平成13年度に開設した練馬区夜間救急こどもクリニックの平成20年度の小児患者は5,195人でした。

このような小児救急医療へのニーズに対応するため、区内の小児救急医療体制を充実する必要があります。

「小児科のかかりつけ医」の有無については、就学前児童のいる家庭に対するアンケート調査（平成20年度調査）では、88.7%と高い数値になっています。また、平成15年度調査よりも高い割合が示されています（図表4 - 15）。かかりつけ医には、体調や発育のことなどを、普段から相談できる利点があります。今後は、かかりつけ医との上手な付き合い方を啓発する必要があります。

図表 4 - 15 小児科のかかりつけ医の有無（就学前児童の保護者）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 （後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

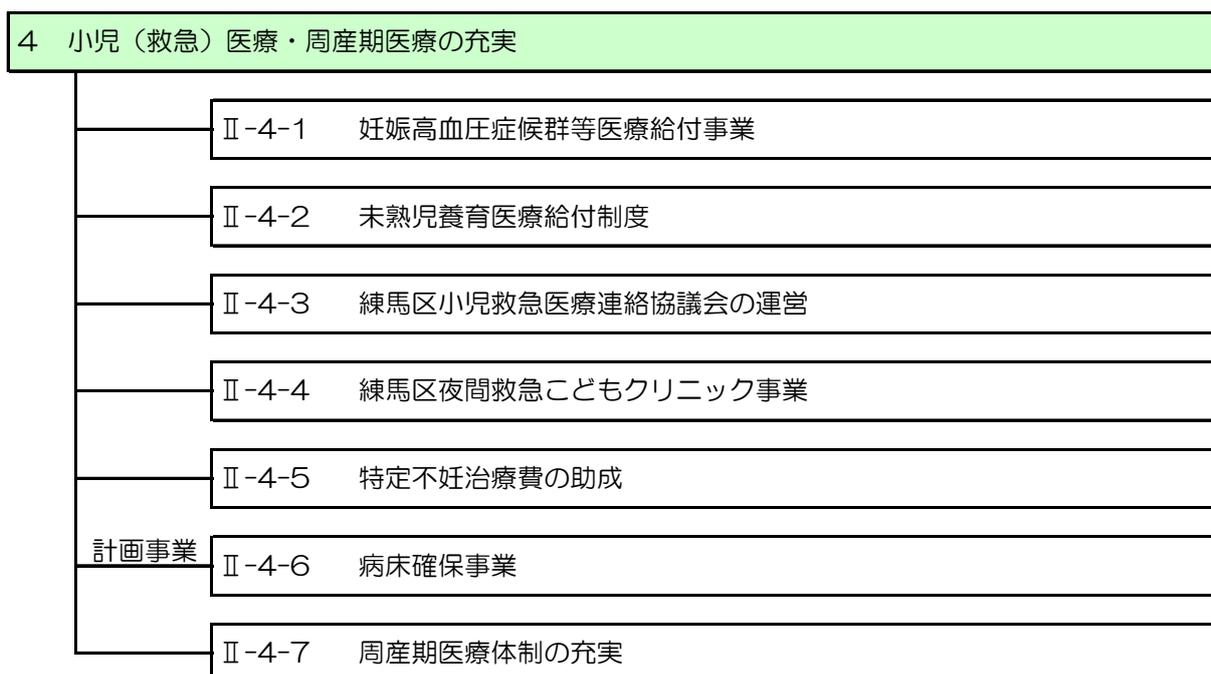
また、急変時の手当での仕方や、すぐに受診が必要かどうかの判断の助けになるような知識の普及についても、母子健康手帳とあわせて交付している「出産育児情報」にも掲載していますが、今後さらに力を入れていく必要があります。

## (2) 施策の方向

区民のニーズの高い小児救急医療体制については、練馬区医師会、日本大学医学部附属練馬光が丘病院、順天堂大学医学部附属練馬病院および練馬区とで設置している練馬区小児救急医療連絡協議会を通して、今後も関係機関の連携を進めていきます。

また、ハイリスク妊婦や周産期の乳児の死亡や重症化を減らすために、地域の産科・小児科標榜の医療機関と相互に連携協力し小児医療・周産期医療の充実を図っていきます。

### (3) 施策の体系



### (4) 計画事業

#### Ⅱ-4-6 病床確保事業

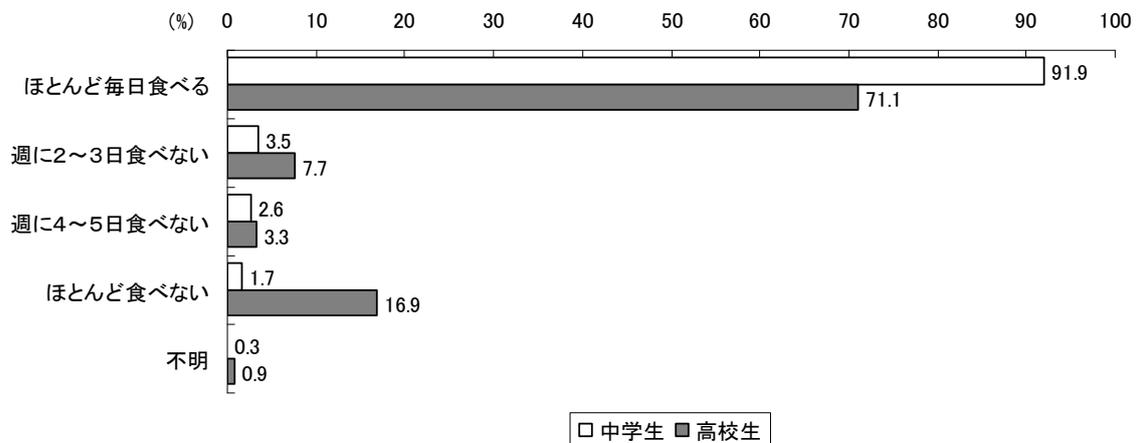
事業の概要				担当課
区内の小児医療、周産期医療、救急医療、高度医療の機能を充実させるために、新たな病院の整備および既存病院の増築・増床を行います。				地域医療課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民	未定（新病院・既存病院）	<ul style="list-style-type: none"> <li>練馬区病床確保・医療機能拡充検討委員会において、新病院の整備および既存病院の増築・増床についての具体的方策と区内の小児医療・周産期医療等の機能の拡充についての、具体策をまとめる。</li> <li>※ 練馬区の一般・療養病床数：1,912床</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>500床の整備準備として用地選定、基本設計・実施設計を行う。</li> <li>増床200床の基本設計、実施設計を行い、建設工事を施工する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新病院（500床）の整備着手</li> <li>既存病院の増床（200床）により、小児医療・周産期医療の充実が図られている。</li> <li>※ 練馬区の一般・療養病床数：2,612床</li> </ul>

## 5. 食を通じた子どもの健全育成

### (1) 現状と課題

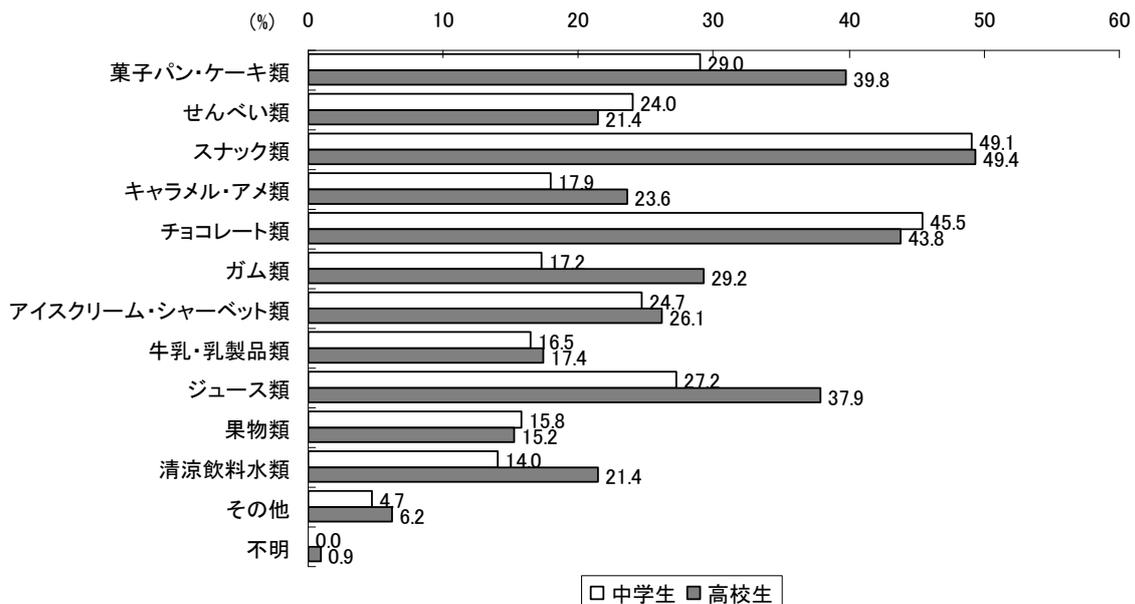
近年、社会環境の変化に伴い、子どもの食を巡る環境は大きく変わってきています。中学生、高校生に対するアンケートでは、朝食の欠食やスナック類の間食が多いという状況が見られ、このような生活環境により、栄養の偏り、肥満傾向の増加など、生活習慣病等、食に起因するさまざまな健康問題が起きています。また、核家族化の進行などによって、伝統的な食に関する知識や技術をつぎの世代に伝えていくことが難しくなってきています。（図表4 - 16、17）

図表 4 - 16 朝食摂取の有無（中学生）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表 4 - 17 間食で食しているもの（中学生）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

このような現状から、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣を定着させるとともに、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが大切です。このため、保健分野や教育分野をはじめさまざまな分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事作り等の体験活動などを進める必要があります。

また、低体重児の出生増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊産婦を対象とした、食に関する学習の機会や情報提供を進めることも必要です。

## (2) 施策の方向

子どもたちの生涯にわたる健康づくりの基本となる食生活習慣を定着させ、食に関する健全な環境を築いていくために、保育所、学校における食育を推進するとともに、区民、関係機関、行政による食育推進ネットワーク事業を充実していきます。

また、保健相談所における食育講習会、栄養相談等において、正しい情報の提供に努めます。

学齢期の児童には、栄養教諭等を活用して食育を推進していきます。

## (3) 施策の体系

5 食を通じた子どもの健全育成	
計画事業	Ⅱ-5-1 食育推進ネットワーク事業
	Ⅱ-5-2 保育園児の食育の推進
	Ⅱ-5-3 児童福祉施設等の指導
	Ⅱ-5-4 健康づくり協力店等栄養表示事業
	Ⅱ-5-5 食育講習会・栄養相談
	Ⅱ-5-6 食に関する啓発事業

#### (4) 計画事業

##### Ⅱ-5-1 食育推進ネットワーク事業

事業の概要				担当課
練馬区食育推進ネットワーク会議等を開催し、区民、関係団体、行政が連携して食育の普及啓発活動と情報交換を行い、食育を推進します。				健康推進課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
食育ネットワーク事業の推進	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (食育推進ネットワーク会議の開催) 5回</li> <li>・ (食育推進講演会の開催) 1回 200人</li> <li>・ (食育推進カレンダーの作成) 20,000部 (JA 東京あおば農業祭で食育コーナーの出展) 1回 (2日制)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年5回</li> <li>・ 毎年1回 200人</li> <li>・ 毎年20,000部</li> </ul> 食育関係団体との共催事業 毎年1回 (2日制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5回</li> <li>・ 年1回 200人</li> <li>・ 年20,000部</li> </ul> 食育関係団体との共催事業 年1回 (2日制)

## 6. 思春期における保健対策の充実

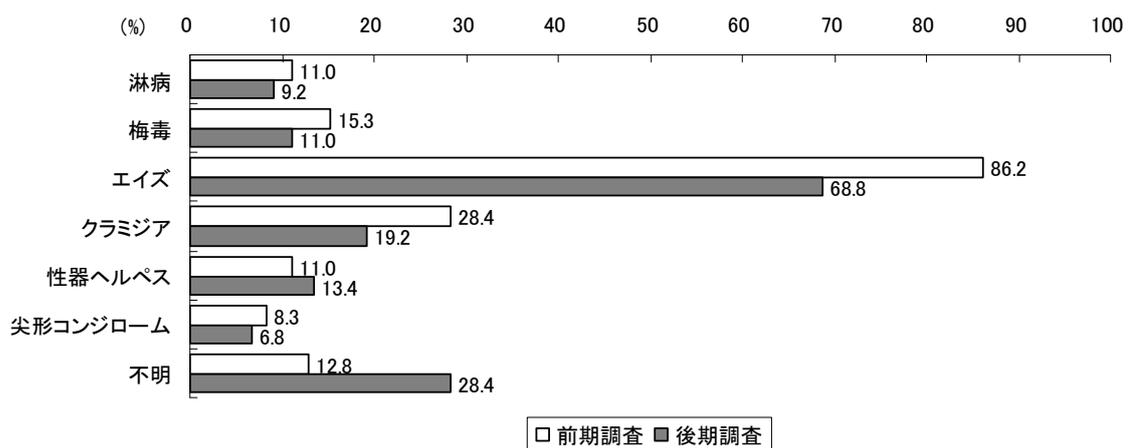
### (1) 現状と課題

近年、いじめ・不登校・ひきこもり・家庭内暴力・発達障害等の問題を抱える児童・生徒が増加しており社会問題化しています。

現在、学校では養護教諭等への相談のほかにスクールカウンセラーや心のふれあい相談員の配置を行っています。思春期の心の健康づくりには、子どもと保護者、子どもに関わる関係機関が連携を図りながら進めていくことが重要になります。平成16年度から平成21年度にかけて、練馬区保健所と教育委員会の共催で「思春期心の健康支援ネットワーク事業」の企画、関係者連絡会やシンポジウム、支援者のスキルアップ研修等を開催してきました。平成17年度には、児童虐待問題等の対応機関として、練馬子ども家庭支援センターが開設され、平成18年度には、非行児童等も含め対応を協議する練馬区要保護児童対策地域協議会が設置されました。今後、関係機関とのネットワークや新たな対応機関との連携強化を図りながら、課題を解決していくことが求められています。

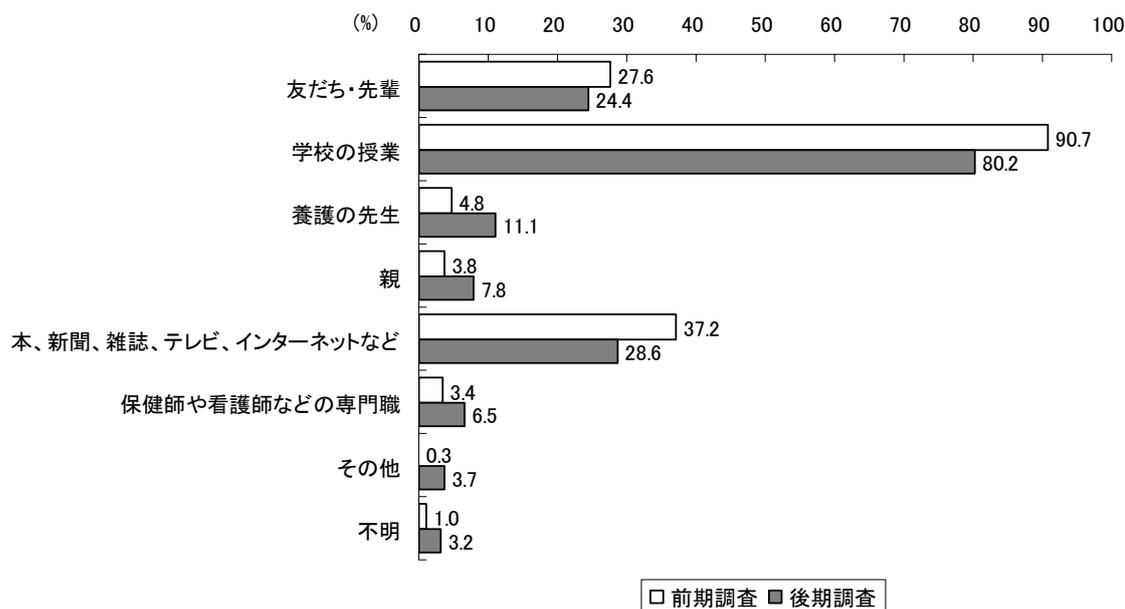
また、10歳代の人工妊娠中絶、性感染症・エイズ罹患率の増大等の問題については、高校生を対象にしたアンケート調査によると、エイズ以外の性感染症を知っている割合が低くなっています。また、エイズについても、平成15年度調査よりも割合が低くなっています。知識の情報源は、学校の授業が80%を占めていましたが、性に関する情報は社会的に氾濫しており、性的な成熟に伴う身体的・心理的变化を正しく理解し、適切な予防行動ができるよう支援していくことが重要です。(図表4 - 18、19)

図表 4 - 18 性感染症で正しく知っているもの



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成15年度)  
(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成20年度)

図表 4 - 19 予防法の情報源



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 15 年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 20 年度）

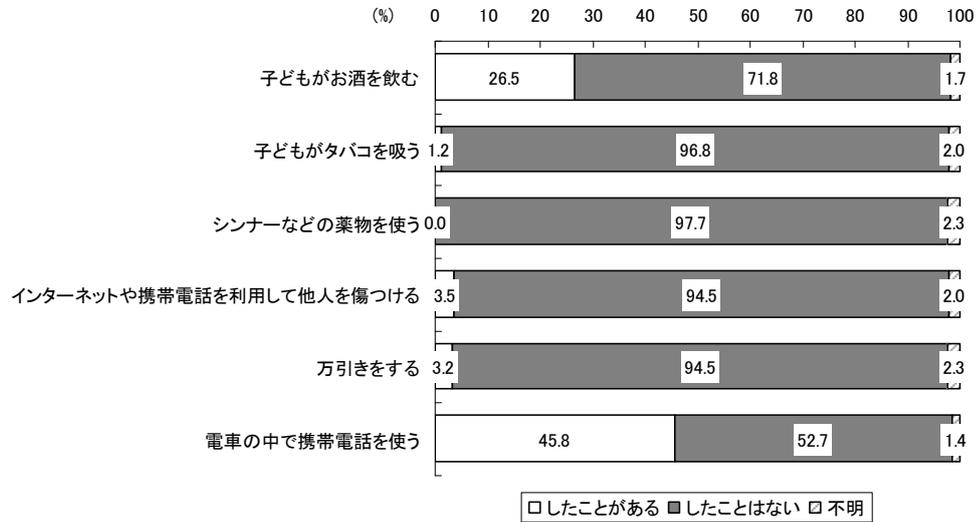
未成年者の喫煙・飲酒の経験については、それぞれ中学生で1.2%、26.5%、高校生では19.0%、56.3%が「経験がある」と回答がありました（図表4 - 20、21）。

未成年の喫煙・飲酒の防止は、区が取り組むべき重要な課題です。平成19年度から、保健所・保健相談所と教育委員会が共催で、成人よりも未成年者が強く受けるたばこの健康影響や、受動喫煙の害等の啓発を目的に、小中学生用にクリアファイルを作成・配布しています。

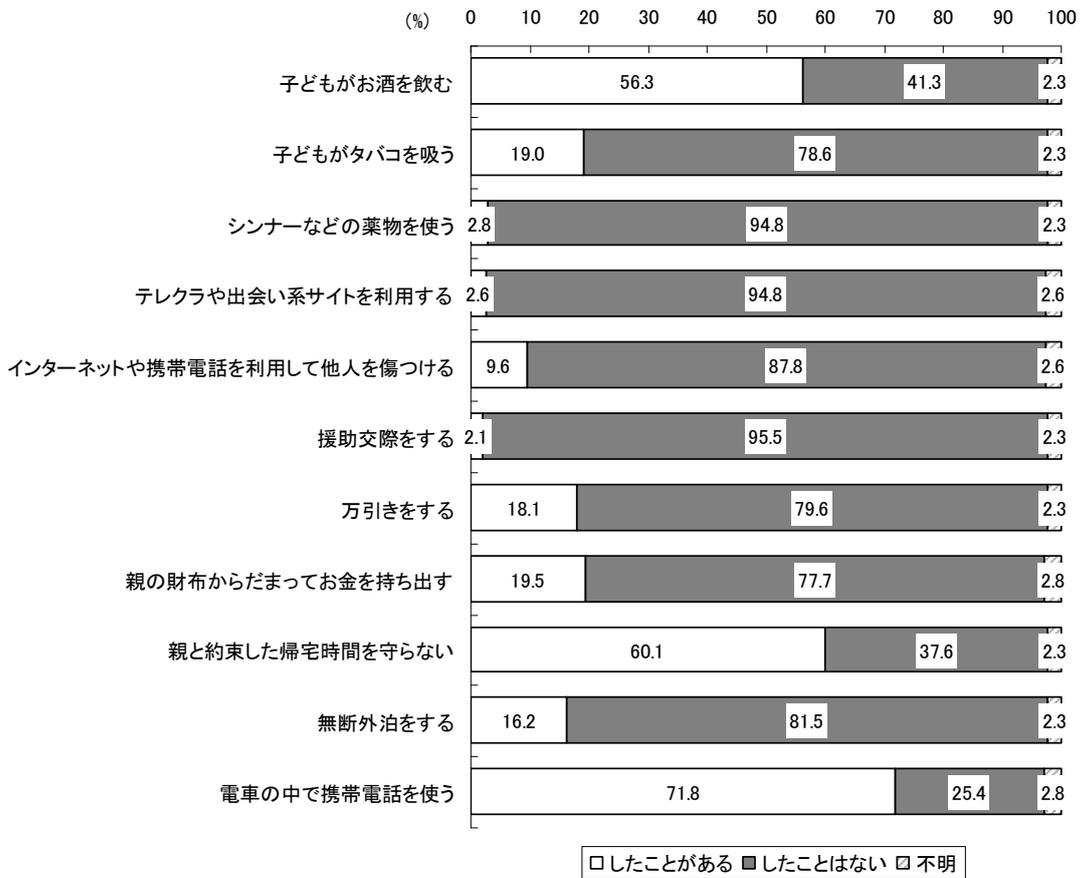
また、シンナーなどの薬物の経験については、中学生は0.0%、高校生は2.8%でした。薬物乱用については、薬物の心身への影響等を具体的に分かりやすく説明し、好奇心や遊びのつもりで安易に使用することがないように指導・啓発していくことが必要です（図表4 - 20、21）。

◆ お酒やタバコ等の経験

図表 4 - 20 中学生



図表 4 - 21 高校生



出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

## (2) 施策の方向

思春期の心の問題については、学校にスクールカウンセラーや心の相談員を配置し、子どもの健全育成に努めます。個々の対応だけでは解決が難しい問題等には、要保護児童対策地域協議会等の場を積極的に活用し、関係機関との連携強化を図り、課題の解決を目指します。

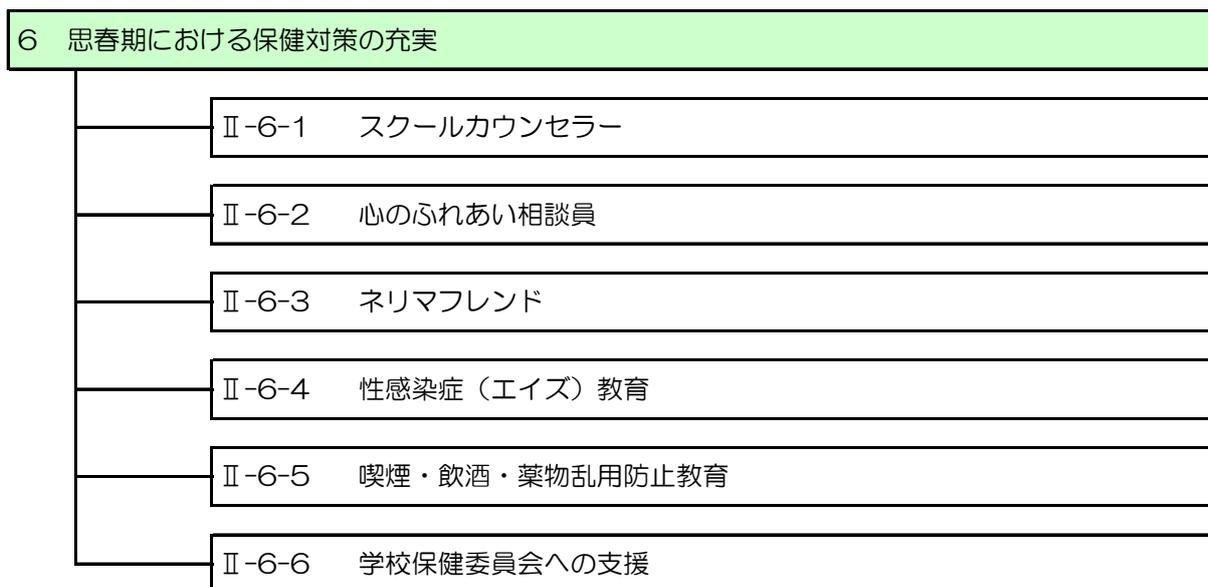
喫煙・飲酒・薬物乱用の問題については、学校での健康教育を推進するとともに、保健相談所は健康に関する正しい知識や望ましい態度を身に付けられるよう協力していきます。

喫煙・飲酒などの未成年者では法律で禁止されているもの、とりわけ薬物乱用については、学校だけでなく地域社会における予防啓発活動の推進に取り組みます。

これら思春期における保健対策に、学校・医療・保健・福祉等の各機関が連携して取り組んでいきます。

また、子どもたちのインターネット利用において、学校裏サイトなどによるいじめが問題となっていることから、学校における情報モラル教育や家庭でのルールづくりを推進していきます。

## (3) 施策の体系



### Ⅲ. 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

#### 1. 生きる力を育成する学校教育

##### (1) 現状と課題

社会全体の大きな変化の中で、子どもたちの教育環境も大きく変化してきました。

現在の子どもたちは、物質的な豊かさや便利さの中で生活する一方、ゆとりのない忙しい生活を送っている状況にあります。また、子どもたちは生活体験や社会体験の不足もあって、人間関係をつくる力が弱いなど、社会性の欠如が危惧されています。子どもの自立が遅くなっていることや健康・体力の問題も指摘されています。

学校教育においては、変化の激しいこれからの社会を生きるために、「生きる力」すなわち、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。区では、「人権教育および豊かな心を育成する教育の推進」「確かな学力の定着・向上や健康の保持増進を図り、主体的に学ぶ子どもを育てる教育の推進」「特色ある学校づくりの支援と家庭との緊密な連携を図った学校教育の推進」を重点課題としています。この課題を解決するため、学力向上事業、個に応じた指導の充実、国際理解教育の推進、不登校児童生徒への登校支援対策、特色ある学校づくり、移動教室や臨海学校等の校外学習など、さまざまな取組を行ってきました。

これまでの区の実施は一定の成果を上げてきたところではありますが、約48,000人の子どもたち一人ひとりの「生きる力」の育成を一層図るために、9年間にわたる義務教育の充実に取り組んでいく必要があります。

##### (2) 施策の方向

学校は、校長のリーダーシップのもと、子どもたち一人ひとりを大切に、個性や能力を伸ばし、子どもたちが次代を担っていけるように、生きる力の育成に取り組んでいきます。このため、学力向上事業として、少人数指導、個に応じた指導の実施などにより基礎学力の向上を図ります。また、国際理解教育や中学生海外派遣事業などを推進するとともに、キャリア教育や校外学習を充実し、「生きる力」の育成に努めます。さらに、小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒へのカウンセリングを行うとともに、小中学校に児童生徒の相談相手としての心のふれあい相談員の配置をし、また、自宅に引きこもりがちな児童・生徒のいる家庭へのネリマフレンド（話し相手）の派遣を行うなど、児童・生徒の健全な育成に努めます。区は、各学校の現状を踏まえたそれぞれの目標の達成や、課題の解決のために最大限の支援を行います。

また、地域の人材を生かした体験学習などを実施する特色ある学校づくりの推進や、保護者や地域の方の意見を学校経営に生かす学校評議員制度の充実など、保護者や地域と連携した教育環境の整備に努め、子どもたちの生きる力をはぐくみます。

### (3) 施策の体系

1 生きる力を育成する学校教育	
	Ⅲ-1-1 学力向上事業
計画事業	Ⅲ-1-2 少人数指導等指導方法の充実
	Ⅲ-1-3 国際理解教育
	Ⅲ-1-4 中学生海外派遣事業
	Ⅲ-1-5 キャリア教育
	Ⅲ-1-6 校外授業
	Ⅲ-1-7 個を尊重する価値観の育成
	Ⅲ-1-8 男女平等をはじめとする人権教育の推進
	Ⅲ-1-9 サポートチーム
計画事業	Ⅲ-1-10 教育相談
	Ⅲ-1-11 適応指導教室
	Ⅲ-1-12 特色ある学校づくりの推進
	Ⅲ-1-13 学校評議員制度
	Ⅲ-1-14 学校施設整備
計画事業	Ⅲ-1-15 小中一貫・連携教育の推進
計画事業	Ⅲ-1-16 特別支援学級の設置
計画事業	Ⅲ-1-17 (仮称) 学校教育支援センターの整備
計画事業	Ⅲ-1-18 校舎等の耐震化の推進
計画事業	Ⅲ-1-19 みどりと環境の学校づくりの推進
計画事業	Ⅲ-1-20 区立学校・区立幼稚園の適正配置

#### (4) 計画事業

##### Ⅲ-1-2 少人数指導等指導方法の充実

事業の概要				担当課
児童・生徒の基礎学力の向上と個性に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 ・ 少人数指導 ・ 習熟度別指導 ・ ティームティーチングの実施				教育指導課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
小中学生	区	・ 少人数指導の実施 小学校 54校 中学校 19校 ・ ティームティーチングの実施 小学校 7校 中学校 11校	11校増 15校増  継続 継続	65校 34校  7校 11校

##### Ⅲ-1-10 教育相談

事業の概要				担当課
教育に関する子ども・保護者・教育関係者の相談に応じます。区民がより身近なところで相談が受けられるよう、実施箇所数と相談員数を充実します。				総合教育センター
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども、保護者、教育関係者	区	3か所	1ヶ所増	4ヶ所

##### Ⅲ-1-15 小中一貫・連携教育の推進

事業の概要				担当課
平成23年4月に小中一貫教育校（1校）を開校する。 小中一貫教育校の取組と成果を、すべての小中学校に情報提供し、小中連携教育の推進を図ります。				新しい学校づくり担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		小中一貫教育校の実施計画(中間報告)の作成	・ 実施計画の策定 ・ 小中一貫教育校開校(1校) ・ 小中連携教育の強化・推進 ・ さらなる小中一貫教育校設置の検討	・ 実施計画の策定 ・ 小中一貫教育校開校(1校) ・ 小中連携教育の強化・推進 ・ さらなる小中一貫教育校設置の検討

##### Ⅲ-1-16 特別支援学級の設置

事業の概要				担当課
知的障害学級および情緒障害等通級指導学級を新設します。				
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		・ 知的障害学級 小学校 10校 中学校 8校 ・ 情緒障害等通級指導学級 小学校 7校 中学校 2校	6校増 継続  1校増 2校増 合計9校増設	16校 8校  8校 4校

Ⅲ-1-17 (仮称) 学校教育支援センターの整備

事業の概要				担当課
総合教育センターを発展的に改組し、教職員の研究・研修事業や教育相談事業などを拡充します。				総合教育センター
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		運営方針および建物基本コンセプト策定	(仮称) 学校教育支援センターの整備	(仮称) 学校教育支援センターの開設

Ⅲ-1-18 校舎等の耐震化の推進

事業の概要				担当課
学校校舎・体育館の耐震補強工事を実施し、23年度までに全ての校舎・体育館をIs値0.7以上とします。				施設課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		耐震化率：81.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震補強設計 17校</li> <li>・ 耐震補強工事 44校</li> </ul>	耐震化率：100%

Ⅲ-1-19 みどりと環境の学校づくりの推進

事業の概要				担当課
校庭芝生化、屋上緑化およびみどりのカーテン等緑化工事を実施します。				施設課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校庭芝生化：28校</li> <li>・ 屋上緑化：9校</li> <li>・ みどりのカーテン等：48校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>35校増</li> <li>5校増</li> <li>25校増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>63校</li> <li>14校</li> <li>73校</li> </ul>

Ⅲ-1-20 区立学校・区立幼稚園の適正配置

事業の概要				担当課
「第一次実施計画」に基づき、平成22年4月に4校の統合新校(光が丘地区)を開校する。また、「第二次実施計画」を策定し、区立学校・区立幼稚園の適正配置を推進します。				新しい学校づくり担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
		4統合準備会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合新校の開校 4校</li> <li>・ 「第二次実施計画」の策定</li> <li>・ 「第二次実施計画」に基づく適正配置の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合新校の開校 4校</li> <li>・ 「第二次実施計画」の策定</li> <li>・ 「第二次実施計画」に基づく適正配置の推進</li> </ul>

## 2. 家庭教育への支援の充実

### (1) 現状と課題

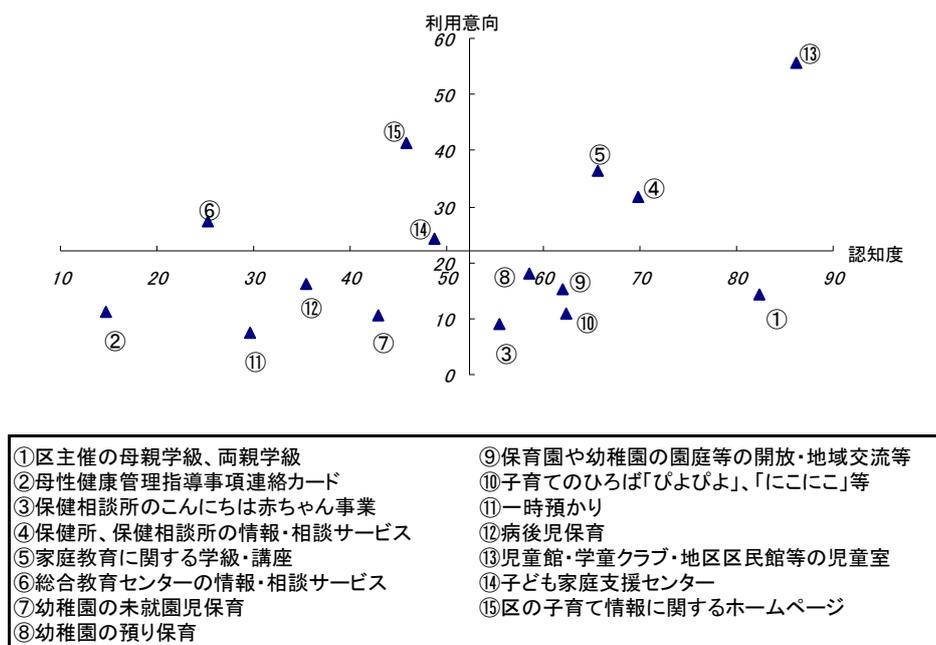
子どもをめぐる状況や教育環境の変化が著しい現在、家庭教育について不安があることを訴える保護者が多くなっています。子どもたちの健全な成長・発達のためには、家庭教育の充実が求められます。練馬区でも、教育委員会の基本方針の一つに、「家庭教育の支援と子どもたちの健全育成の推進」を掲げています。

また、「子育て学習講座」は、PTAや地域で活動する生涯学習団体などが教育委員会から企画・運営の委託を受け、家庭や地域における子どもの教育について学習する機会を広く区民に提供するものです。平成20年度の実績では、区内の公共施設等40か所で延86回の講座を実施し延べ2,737人の方が参加するなど、区民が主体となって子どもの教育について学習する有効な機会となっています。

さらに、教育センターにおいても、家庭教育に関する保護者対象の講演会と不登校の子どもを持つ保護者対象の講演会を行うなどの支援をしています。

しかし、小学生児童のいる家庭を対象としたアンケート調査によれば、「総合教育センターの情報・相談サービス」の認知度は、他の事業に比べ、高いとは言えません。ただし、これらを利用してみたいとする区民の割合は、認知度が高い「区が主催する母親学級、両親学級、育児教室」より高くなっています（図表4-22）。このようなことから、区民主体で進める家庭教育に関する学習活動支援の継続とともに、事業の認知度を高める効果的な周知活動が必要です。

図表4-22 子育て支援サービスの認知度&利用意向マトリックス（就学児童の保護者）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

## (2) 施策の方向

すべての保護者が家庭教育の担い手としての責任と自信を持ち、生き生きと子育てに取り組むことができるよう、今後とも「子育て学習講座」等、家庭教育に関する学習機会の提供を引き続き充実させるとともに、区のホームページを活用するなど、これらの事業についての周知活動に努めます。また、事業の実施にあたっては、関連する部局との連携も図ります。

## (3) 施策の体系



## (4) 計画事業

### Ⅲ-2-2 子育て学習講座

事業の概要				担当課
子育て学習のほか、家庭教育支援となる講座を提供します。特に、これまでの子育てを中心とした講座（21年度 80 講座）に加えて、親育ちといった視点を取り入れた学習会を区がパイロット的に実施し、地域の団体に広めていくなど、親力を高める事業を推進していきます。また、男親が参加できるよう、講座内容の充実を図ります。				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
保護者等	P T A など地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て学習講座 80 講座</li> <li>親育ち講座 1 講座</li> </ul>	5 講座減  4 講座増	75 講座  5 講座

### 3. 地域の教育力の向上

#### (1) 現状と課題

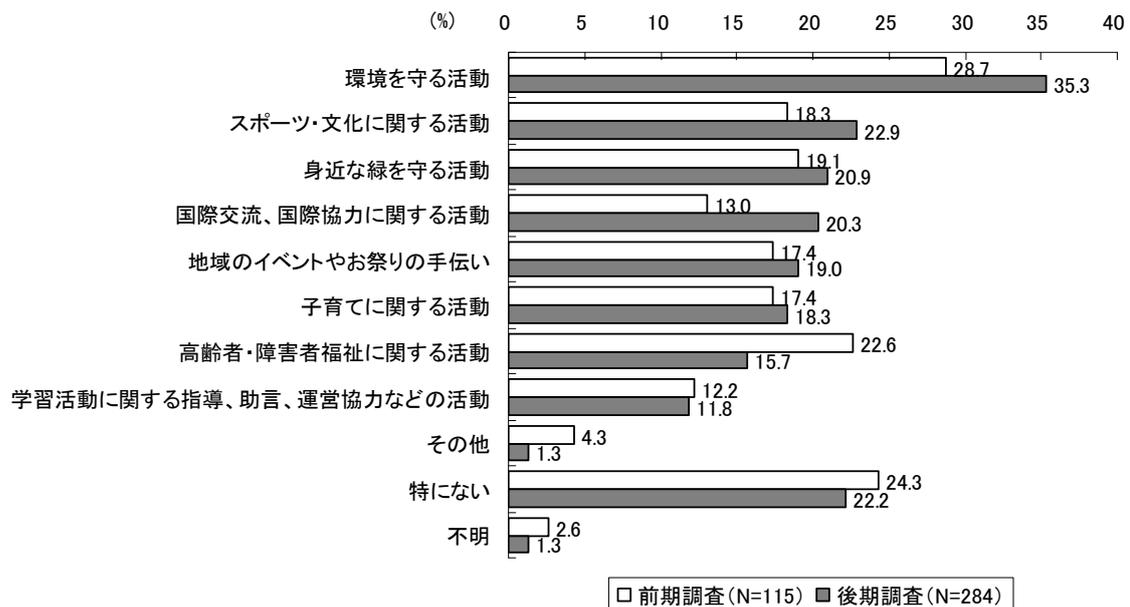
子どもの時期は、人格の基礎を形成する大事な時期です。学校、家庭だけでなく、地域の大人も子どもたちを支援することが必要です。子どもたちの「生きる力」を育むためには、学校、家庭と連携したボランティア活動等の拡充により、地域の教育力を高める必要があります。

青少年委員や青少年育成地区委員会は、学校と連携しながら、地域の青少年の自主的な活動の支援や余暇活動の充実、高齢者や保育園児との交流など、青少年の育成指導に成果を發揮しています。

また、地域によっては、小学校や中学校の保護者が中心となって、「親父（おやじ）の会」を結成して、地域の子どもに関わっていく活動を行っています。

独身および子どものいない世帯のアンケート結果（平成20年度調査）では、『参加したいボランティア活動』として、「環境を守る活動」をトップに、多くの区民の方がボランティア活動に関心を持っていることが分かります。また、特に、「環境を守る活動」は、平成15年度調査よりも高い割合となっています（図表4 - 23）。

図表 4 - 23 参加したいボランティア活動（独身・子どものいない世帯）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

このようなことから、今後、「環境を守る活動」を始めとして、子どもや地域の大人だれもが参加しやすいボランティア活動を拡充し、多くの区民の参加が得られるようにすることが必要です。このような活動の中で、子どもたちの「生きる力」を育むと同時に、地域の教育力の向上が期待されます。

## (2) 施策の方向

青少年委員や青少年育成地区委員会の活動の充実に努め、子どもの健全育成を進めます。また、学校応援団事業やねりま遊遊スクール事業など区民主体による子どもの居場所づくりの支援を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成やこどもエコクラブ事業など、さまざまな体験機会の提供により、地域の教育力の向上に努めます。

地域の教育力を向上させる施策については、地域の主体的な活動に負う部分が多くあります。今後も地域のさまざまな団体や個人の協力を得ながら、地域の教育力の向上に努めます。

## (3) 施策の体系

3 地域の教育力の向上	
Ⅲ-3-1	青少年委員活動
Ⅲ-3-2	青少年育成地区委員会活動
Ⅲ-3-3	非行防止対策
Ⅲ-3-4	総合型地域スポーツクラブ（SSC）の育成
Ⅲ-3-5	ボランティア養成講座・講習会
計画事業	Ⅲ-3-6 青少年の居場所づくりの推進

## (4) 計画事業

### Ⅲ-3-6 青少年の居場所づくりの推進

事業の概要			担当課	
青少年育成活動を通じて青少年がさまざまな活動ができるよう、青少年の居場所づくりを進めます。 児童館に中学生・高校生専用の時間帯を設け、「居場所の確保」と「自己実現の場」の2つの機能を備える場とします。			青少年課、子育て支援課	
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
中学生・高校生	区	モデル事業実施 1館	中高生対応事業の実施拡大	中高生対応事業の実施拡大

## 4. 幼児教育の充実

### (1) 現状と課題

幼児期は人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。そのため、地域社会の中で家庭と幼稚園等が十分な連携を図り、幼児一人ひとりの望ましい発達を促していく教育環境を整備していくことが必要です。

特に近年の少子化など、子どもや親を取り巻く環境は大きく変わり、学校教育の出発点としての幼児教育の果たす役割はますます重要になっています。また、幼稚園教育から小学校教育への円滑な移行のための連携も求められています。

このような状況の中で、区立幼稚園5園、区内私立幼稚園42園においては、幼児教育の充実に努めるとともに、幼稚園機能を活用して地域における子育てを支援しています。

さらに、区立幼稚園全園で、身の回りのことがおおむね自分でできる程度の比較的軽い障害のある幼児を若干名受け入れるとともに、私立幼稚園で障害児保育を行う園に対して区が保育委託を行っています。

今後も、幼児教育の充実に向けて、認定子ども園等の幼保一元化の取り組みをはじめ、社会環境の変化に伴う多様なニーズに対応した幼稚園機能の拡充を進めるとともに、幼稚園教育の水準の維持向上を図ることが必要です。

また、区内の3歳児から5歳児の全幼児16,900人（平成21年4月1日現在）のうち、60.5%が私立幼稚園に通園しており、私立幼稚園は当区の幼児教育において大きな役割を果たしています。

区では保護者の負担を軽減するため、私立幼稚園等に通園させている園児の保護者に、入園料・保育料の助成を行っています。また、教育の振興を目的として住民税一定限度額以下の世帯を対象に、入園料および保育料の減免補助を行っています。

その他、私立幼稚園に対して、経常的経費の一部助成をはじめ、施設整備資金に対する利子補給なども実施しています。

今後も幼稚園教育の就園環境を整備するため、区立幼稚園と私立幼稚園の格差是正に配慮しながら、適切な補助を行っていく必要があります。

### (2) 施策の方向

多様化している保護者と地域のニーズに応え、幼稚園教育の充実に努めます。

このため、幼稚園教員の資質向上や施設整備の充実、教育環境の整備等の推進を目的として、私立幼稚園等に対して経費の一部を助成します。

また、区立幼稚園児の保護者の負担と私立幼稚園等園児の保護者の負担の均衡を図り、適切な補助を行って、幼児の就園を奨励します。

障害のある幼児の受入れについては、学校教育では、特別支援学校の幼稚部がありますが、幼稚園は比較的軽い障害の幼児を中心に受け入れることが期待されています。

多様な幼児の集団の中で、障害に配慮しつつ、幼児の全体的な発達を促していくため、引き続き全区立幼稚園において障害児の受入れを行うとともに、あわせて、私立

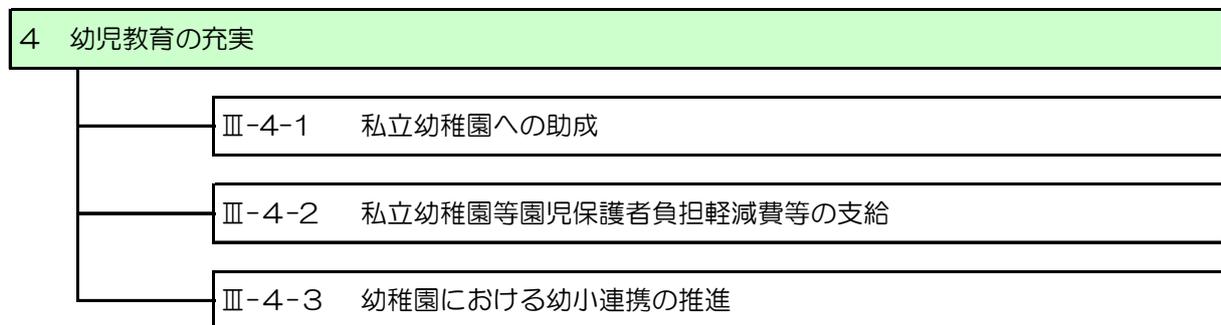
幼稚園での受入れも支援していきます。

また、幼稚園機能を弾力的に運用し、子育て相談の実施や園舎・園庭の地域開放、園行事等を通じて、未就園児やその保護者等への子育て支援を行うなど、地域に開かれた幼稚園づくりを進めます。

就学前の幼児教育の重要性が増しています。そこで、幼稚園と小学校との連携については、幼児の発達と学びは連続していることから、幼児の健やかな成長を促すため、小学校以降の生活や学習基盤の育成につながることに配慮した幼少連携事業実施の拡大を目指します。

幼稚園と保育所との連携については、認定こども園等をすでに実施している幼稚園とも情報の交換をしながら、今後とも取り組んでいきます。

### (3) 施策の体系



## IV. 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

### 1. 居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり

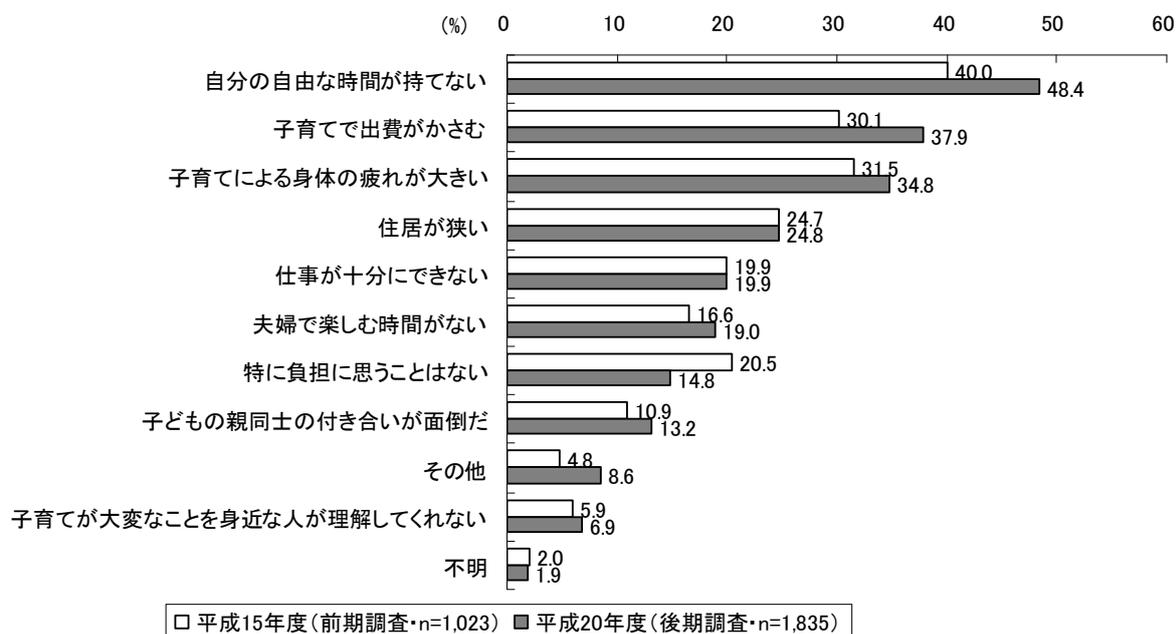
#### (1) 現状と課題

居住環境は、子どもの健全な成長に大きな影響を与えるものであり、良好な居住環境の確保が求められています。また、子ども連れでも安心して外出できる環境の整備や、子どもの視点も含めたバリアフリーのまちづくり、ユニバーサルデザインといった発想が、まちづくりには求められています。

アンケート調査結果（平成20年度調査）によれば、子育てをするうえで特に負担を感じていることとして、「住居が狭い」が、就学前児童のいる家庭では、24.8%で10項目中4番目（平成15年度調査：10項目中4番目）、小学校児童のいる家庭では、21.2%で10項目中3番目（平成15年度調査：10項目中2番目）となっており、子育て世帯にとって住居の問題は、特に負担を感じる原因となっていることが分かります。（図表4-24、25）

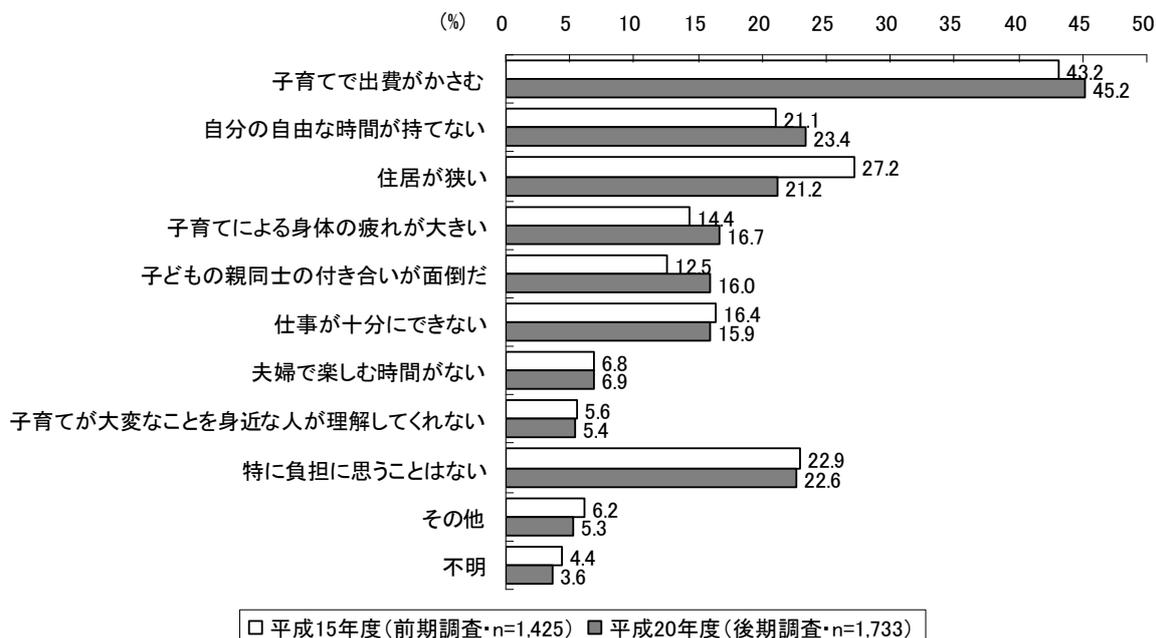
#### ◆ 子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること

図表4-24 就学前児童の保護者



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表 4 - 25 就学児童の保護者

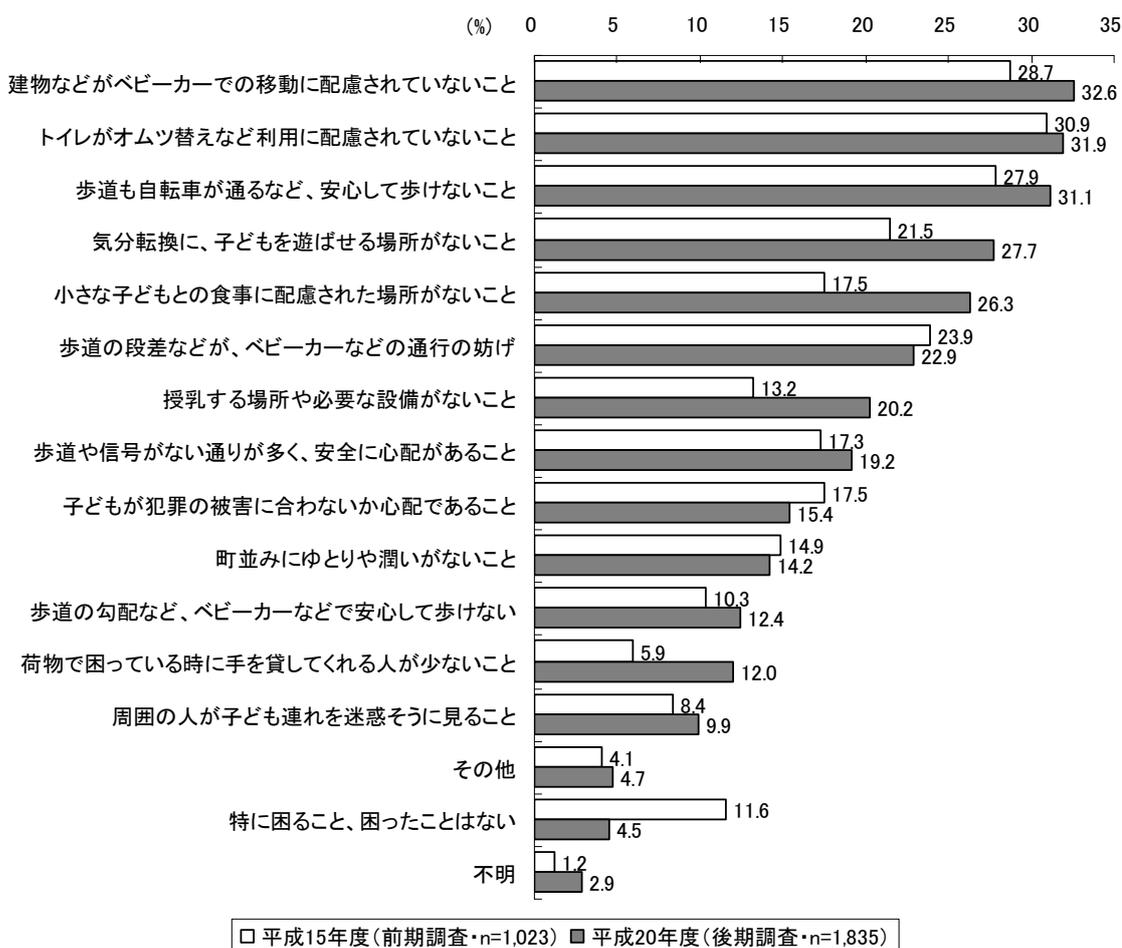


出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

離婚の増加により、ひとり親世帯が増えています。ひとり親世帯数は、平成7年から平成17年の変化をみると、父子世帯数は、460世帯から345世帯へ減少しています。一方、母子世帯数は、この10年間で2,707世帯から2,815世帯と増えています。一般的には、母子世帯は経済的基盤が不安定であるといわれており、住宅面での配慮を検討する必要があります。

バリアフリーのまちづくりに関しては、就学前児童のいる家庭に対するアンケートでは、『子どもと外出する際の困りごと』として、「建物などがベビーカーでの移動に配慮されていないこと」(32.6%)、「トイレがオムツ替えなど利用に配慮されていないこと」(31.9%)、「歩道も自転車能通过るなど、安心して歩けないこと」(31.1%)、「歩道の段差などが、ベビーカーなどの通行の妨げ」(22.9%)といった施設整備の改善の必要性が指摘されています。また、「歩道の段差などが、ベビーカーなどの通行の妨げ」以外の上記の項目では、平成15年度調査よりも平成20年度調査の方が割合が高くなっています。さらに、「周囲の人が子ども連れを迷惑そうに見ること」(9.9%)、「荷物で困っている時に手を貸してくれる人が少ないこと」(12.0%)との指摘もあり、子育てを支援するバリアフリーのまちづくりでは、ハード面での整備だけでなく、子育て家庭を応援する気持ちを育てるソフト面からの支援も必要です。(図表4 - 26)

図表 4 - 26 子どもとの外出の際の困りごと（就学前児童の保護者）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 （後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

## (2) 施策の方向

居住環境の整備については、区では、低所得者層の居住環境の確保を図るため、東京都から都営住宅の移管を受けて、区営住宅の整備をすすめ、平成21年度現在、管理戸数は793戸となっています。

平成17年度からは、ひとり親世帯や若年ファミリー世帯などを対象とした区営住宅の募集にあたって、独自枠の導入や一定の要件を満たした場合の優遇措置の適用などを実施しています。また、公営住宅という性格から公平性や機会の均等を図るため、若年ファミリー世帯の定期使用（最高10年）については、引き続き全体のバランスを考慮しながら確保していきます。区内には区営住宅以外にも多くの公営住宅があることから、募集情報などの情報提供をていねいに行い、住宅に関する子育て家庭への支援の充実に努めます。

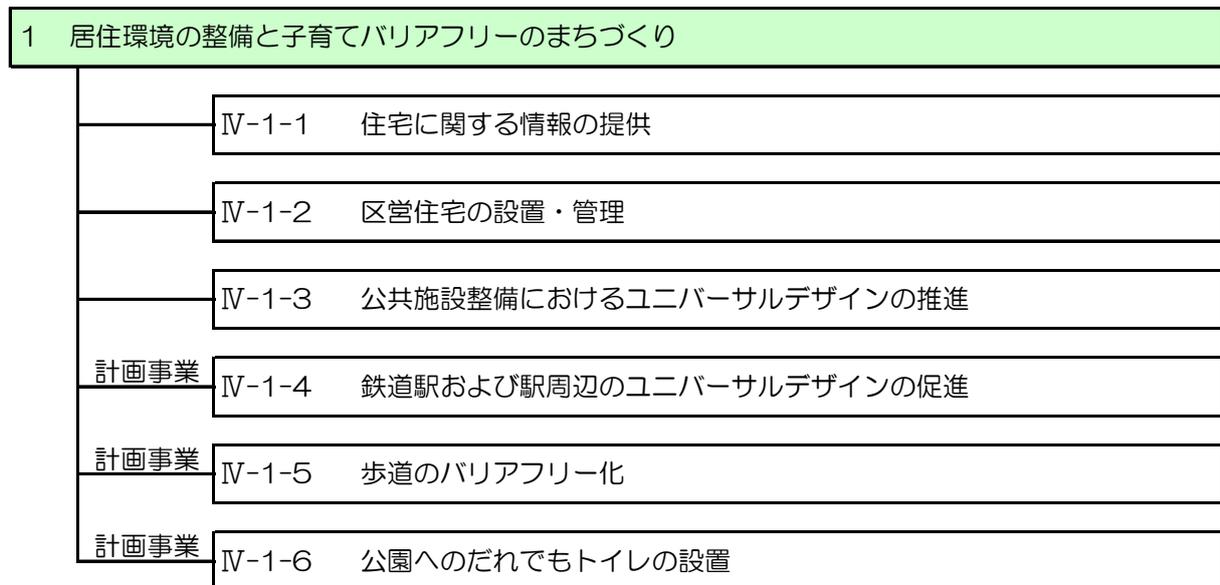
練馬区福祉のまちづくり推進条例（平成22年度制定予定）に基づき、バリアフリーのまちづくり（福祉のまちづくり）を進めます。公共施設の整備については、同条例によりユニバーサルデザインを推進します。

駅舎については、引き続き交通バリアフリー法に基づいて鉄道事業者が実施する駅舎のバリアフリー化工事に対する助成を行います。また、同条例に基づき、鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインを促進します。道路の段差改良や歩道の設置、公園内に子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」の設置を引き続き進めていきます。

しかし、既存の施設等については、物理的スペースがないことや整備に要する経費などの課題も多く、今後、整備が可能な施設等からバリアフリー化を進めていきます。

福祉のまちづくりは、区のさまざまな施策と関連する課題であり、区民の理解や参加が不可欠であることから、平成17年度に「福祉のまちづくり総合計画」を、区民参加により策定しました。この「福祉のまちづくり総合計画」の推進においては、障害者や高齢者の視点だけではなく、子育て家庭の視点も加えて評価を行い、安全で快適な生活環境の整備に努めています。

### (3) 施策の体系



#### (4) 計画事業

##### IV-1-4 鉄道駅および駅周辺のユニバーサルデザインの促進

事業の概要				担当課
<p>だれもが安全で快適に暮らせ、社会参加できる環境を創出するため、鉄道事業者にバリアフリー法の目標年である平成22年までに、区内にある21のすべての駅のバリアフリー化の完了に向けて、鉄道事業者が実施する駅のエレベーターなどのバリアフリー施設の整備に対して補助を実施します。また、区内の鉄道駅施設におけるバリアフリーの状況を確認するとともに課題を抽出し、さらなる設備の充実を図ります。</p> <p>このほか、駅周辺や「だれでもトイレ」の設置などについても、ユニバーサルデザインの考え方に立って、施設を整備します。</p>				交通企画課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども、子育て家庭	鉄道事業者	事業完了駅 18 駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 駅増 (江古田、氷川台、石神井公園(本設))</li> <li>・ さらなるバリアフリー施設の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業完了駅 21 駅</li> <li>・ さらなるバリアフリー施設の充実</li> </ul>

##### IV-1-5 歩道のバリアフリー化

事業の概要				担当課
<p>安心して快適な歩行者空間を確保するとともに魅力あるまち並みを形成するため歩行者横断部を改良し、また電線類を地中化します。</p>				計画課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども子育て家庭	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者横断部改良工事箇所 184 か所</li> <li>・ 電線類地中化事業 6 か所完成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100 か所</li> <li>・ 6 か所整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 284 か所</li> <li>・ 12 か所完成</li> </ul>

##### IV-1-6 公園へのだれでもトイレの設置

事業の概要				担当課
<p>安心して外出できる環境整備の一環として、公園新設および大規模改修時に、障害者や子ども連れでも利用できる「だれでもトイレ」を設置するとともに、バリアフリー化を進めます。</p>				公園緑地課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども、子育て家庭	区	25 か所	10 か所増	35 か所

## 2. 安全・安心のまちづくり

### (1) 現状と課題

交通安全の確保は区民共通の願いです。区は、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現のために、平成10年12月に「交通安全都市練馬区宣言」を行いました。区では、区民と協力して交通事故防止のために道路環境を整備するとともに、交通安全思想の普及・啓発に努めています。

子どもの交通事故はやや減少しましたが、まだ高い水準にあります。中学生以下の子どもの交通事故は、平成19年には発生件数が247件、負傷者数も291人となっています。(図表4-27)

図表4-27 子どもの交通事故発生状況

年および 警察署	発生件数				死者数				負傷者数			
	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生	計	幼児	小学生	中学生
平成 15	314	40	207	67	0	0	0	0	362	90	210	62
16	328	42	220	66	0	0	0	0	404	111	229	64
17	316	45	207	64	1	0	1	0	373	87	216	70
18	274	26	184	64	0	0	0	0	329	68	196	65
19	247	24	169	54	1	0	1	0	291	69	171	51
練馬警察署	65	7	42	16	0	0	0	0	66	10	40	16
光が丘警察署	65	6	47	12	1	0	1	0	90	29	49	12
石神井警察署	117	11	80	26	0	0	0	0	135	30	82	23

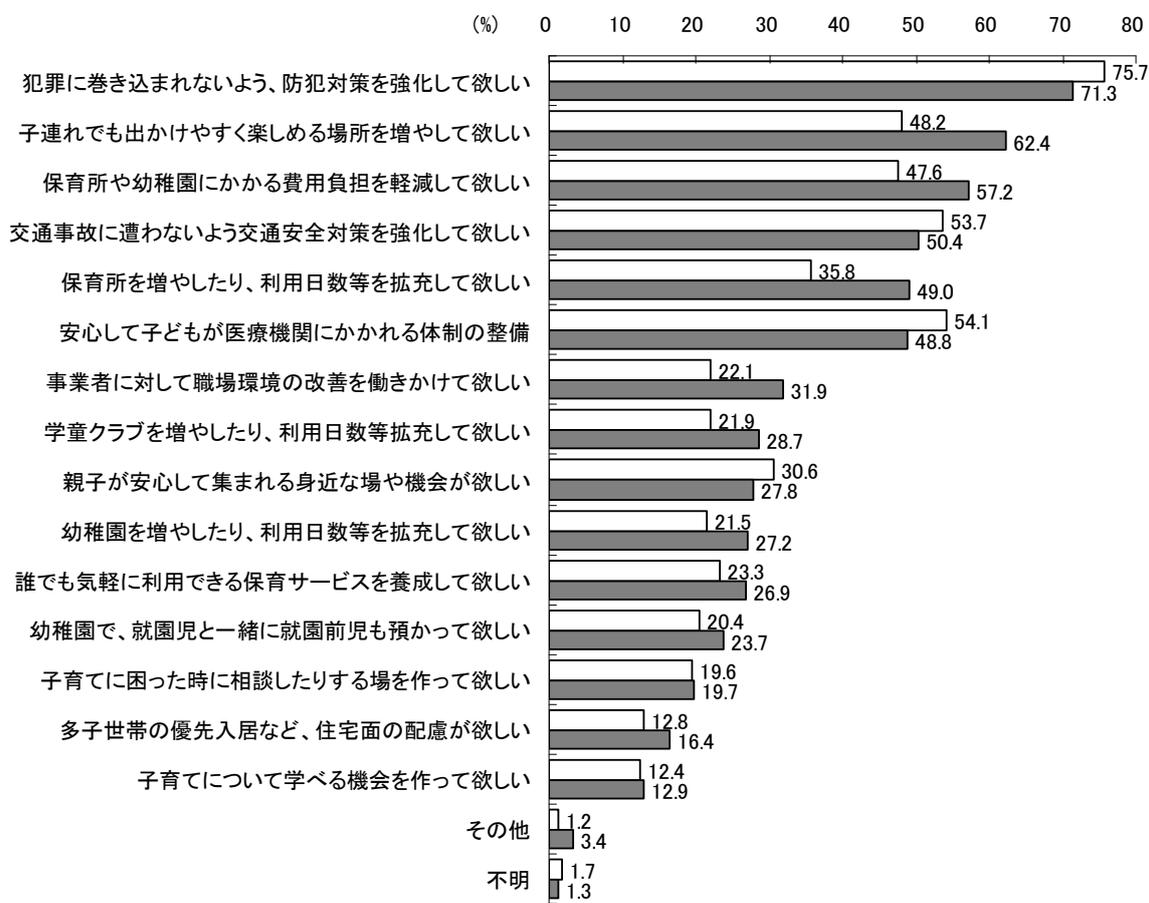
出典：「練馬区統計書」（平成20年版）

(注) 件数は、子どもが第一・第二当事者となった事故件数で、死傷者数は、車両同乗者等を含む全被害者数を計上した。

練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署の取扱い件数であるため、区内の発生件数とは一致しない。

交通安全の願いは、アンケート結果にも表れています。『子育て支援施策でどこに力を入れていくといいか』については、就学前児童のいる家庭では、「交通事故に遭わないよう交通安全対策を強化して欲しい」が50.4%で第4位（平成15年度調査：第3位）でした。小学生のいる家庭でも、48.7%で第3位（平成15年度調査：第3位）でした。警察や関係機関と連携を図りながら、今後も引き続き交通安全思想の普及・啓発などを粘り強く推進する必要があります。(図表4-28、29)

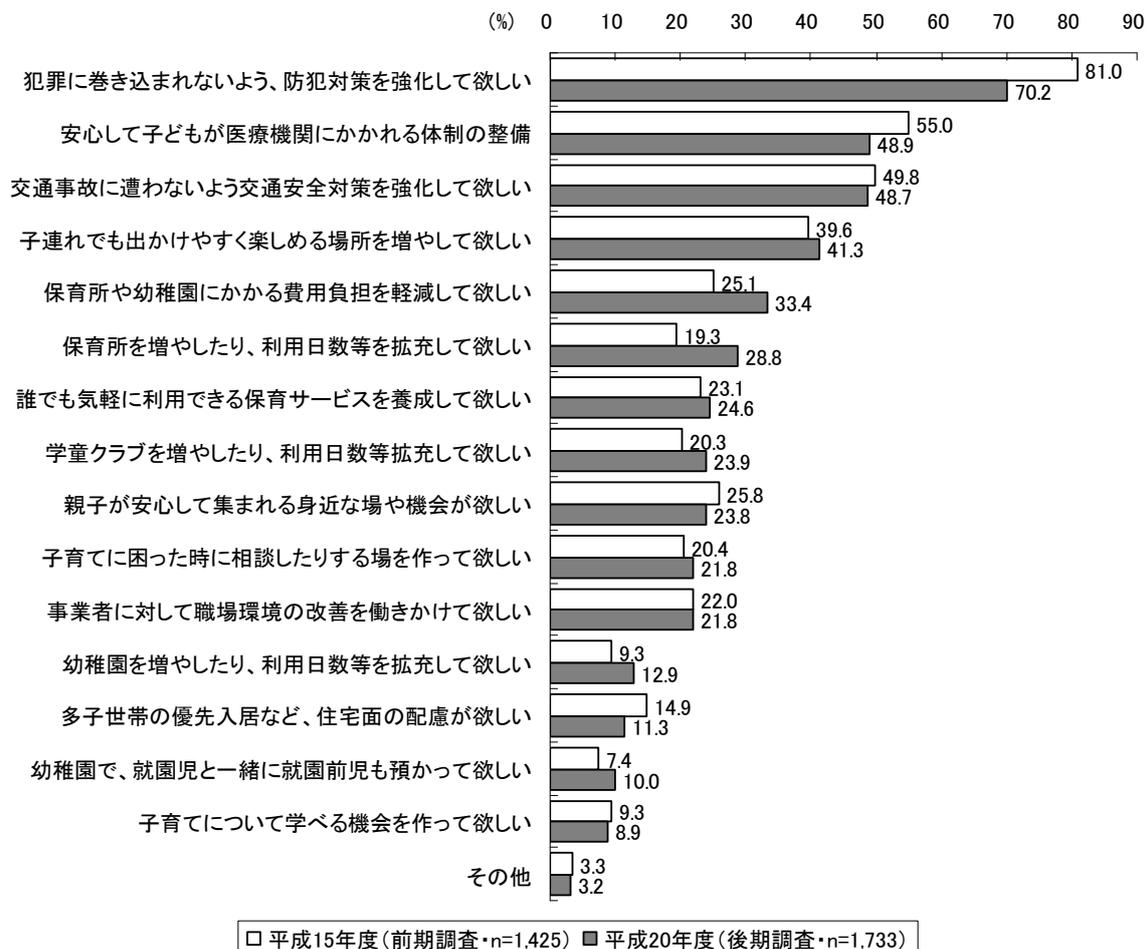
図表 4 - 28 子育て支援要望（就学前児童の保護者）



□ 平成15年度(前期調査・n=1,023) ■ 平成20年度(後期調査・n=1,835)

出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表 4 - 29 子育て支援要望（就学児童の保護者）



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 （後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

また、アンケートでも、『子育て支援施策でどこに力を入れていくといいか』については、就学前児童のいる家庭、小学生のいる家庭ともに、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が平成15年度調査と同様に第1位でした。特に、就学前児童のいる家庭では、71.3%と非常に高い数値となっており、保護者が子どもの安全に強い関心を持っていることが裏付けられています。（図表4-28、29）

このような状況の中で、区は『セーフティ教室・「学校110番」通報避難訓練』や『児童・生徒の地域における緊急避難所の設置』、全ての児童・生徒を対象にした防犯ブザーの配布などにより子どもの安全の確保に努めています。

その他に、防犯カメラの設置助成、地域住民によるパトロール活動の支援に必要な物品の供与や安全・安心パトロールカーの貸し出しなど様々な施策により、地域の防犯力向上に努めています。

さらに、安全・安心パトロールカーによる24時間パトロールの実施、安全・安心メールによる犯罪情報、防犯・防火情報・防災に役立つ情報などの配信を通じて、区

民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進めています。

未来ある子どもたちの安全を確保することは、区はもちろんのこと、社会をあげて取り組むべき重要課題です。子どもたちを安全に健やかに育むために、これまで以上に地域住民の自主的活動とそれに対する支援が重要になってきています。

## (2) 施策の方向

子どもたちを安全に健やかに育むためには、保護者はもちろんのこと、学校、地域社会、行政が連携して子どもたちを守らなければなりません。そして、子ども自身には、「自分の命は自分が守る」ことを、教えていかななくてはなりません。

子どもたちの交通安全のために、学校で行われる交通安全教育の充実を図るとともに、警察や関係機関と連携を図りながら、今後も引き続き交通安全思想の普及・啓発に努めます。また、子どもの自転車による交通事故を未然に防ぐため、「自転車運転免許制度」を推進しています。

安全・安心のまちづくりを進め、犯罪から子どもたちを守るために、保護者、地域住民などと連携しながら、「地域の子どもは地域で守る」ことをめざして、地域の自主的な防犯活動の支援や、協力者・協力団体の育成に努めます。また、通信技術を利用して子どもを見守る新たな仕組みについて研究していきます。

さらに、青少年の健全な育成のために、情報モラルの向上や家庭でのルール作りを推進します。特に、有害情報に対しては、子どもたちだけでなく、大人自身もインターネットなどのメディア特性を理解し、正しい判断力を育むことを目的とした講座を実施します。

## (3) 施策の体系



	IV-2-8	児童館、保育所等の危機管理マニュアルの作成等
	IV-2-9	子ども防犯ハンドブックの配付
	IV-2-10	セーフティ教室・「学校110番」通報避難訓練
計画事業	IV-2-11	児童・生徒の地域における緊急避難所の設置
	IV-2-12	防犯設備設置に係る助成
	IV-2-13	防犯用品・防犯機器の普及促進
	IV-2-14	雑誌自動販売機等実態調査
計画事業	IV-2-15	子ども安全学習講座
計画事業	IV-2-16	地域防犯防火連携組織の確立
計画事業	IV-2-17	情報教育推進事業
	IV-2-18	情報通信システムを活用した防犯システムの研究

#### (4) 計画事業

##### IV-2-2 自転車運転免許制度

事業の概要				担当課
<p>実技指導と筆記試験により、子どもに自転車運転のルール・マナーを教え、自転車に関する正しい知識を身につけた子どもに、自転車安全運転カードを発行します。子どもに自覚を持たせることにより、自転車による交通事故の防止に努めます。未実施校への周知と理解を求め、より多くの児童を対象に事業を実施していきます。</p>				交通安全課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区立小学校3年生以上	区	「自転車安全運転カード」発行数 5,000人	各年度において、「自転車安全運転カード」の発行を、毎年6,000人に対して行う	「自転車安全運転カード」発行数 6,000人

IV-2-6 地域パトロール体制の充実

事業の概要				担当課
<p>地域の団体が実施するパトロール活動への車両や資材の提供等による支援や、防犯設備整備への助成等、地域団体の防犯・防火活動の支援や組織体制の強化を推進します。</p> <p>地域の住民組織による防犯活動の取組が困難な部分について、安全・安心パトロールカーの効率的な運用や区関係部署、区内各警察署・消防署との連携を図りながら防犯防火事業を実施します。</p>				安全・安心担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民	保護者、地域住民、区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24 時間巡回パトロールの実施</li> <li>・ 小学校周辺パトロール</li> <li>・ 夜間巡回パトロール</li> <li>・ パトロールカー貸出：450 回</li> <li>・ パトロール用品支給：290 団体</li> <li>・ パトロール協定団体：8 団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> <li>・ 継続</li> <li>・ パトロールカー貸出：150 回増</li> <li>・ パトロール用品支給：110 団体増</li> <li>・ パトロール協定団体：4 団体増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24 時間巡回パトロールの実施</li> <li>・ 小学校周辺パトロール</li> <li>・ 夜間巡回パトロール</li> <li>・ パトロールカー貸出年間：600 回</li> <li>・ パトロール用品支給：400 団体</li> <li>・ パトロール協定団体：12 団体</li> </ul>

IV-2-11 児童・生徒の地域における緊急避難所の設置

事業の概要				担当課
<p>主に通学路等で、児童・生徒が犯罪に巻き込まれそうになった時、助けを求め「駆け込むことのできる」場所を、区民の協力を得て確保し、犯罪発生を抑止します。</p> <p>引き続き、すべての小学校学区域により多くの緊急避難所が設置できるように、地域の実施団体へ働きかけていきます。</p>				青少年課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
小学生	小学校学区域区民、区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひまわり 110 番：56 校</li> <li>・ ひまわり 110 番とこども 110 番(カンガルー 110 番)の併用：6 校</li> <li>・ こども 110 番(カンガルー 110 番)：6 校</li> <li>・ 独自の表示板：1 校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひまわり 110 番：13 校増</li> <li>ひまわり 110 番表示板の無料配布およびひまわり 110 番統一に向けた実施団体への PR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ひまわり 110 番：65 校</li> </ul>

IV-2-15 子ども安全学習講座

事業の概要				担当課
子どもが安全にかつ安心して生活するために、子ども自身が考え行動できるような実践的な内容の講座や、地域での取り組みを推進していくような講座を、引き続き実施していきます。				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
幼児以上の子ども、親子または子どもとその保護者、子どもたちの安全について関心のある大人	区、PTAやNPOなどの地域団体	15講座	— 内容および実施方法を見直していく。	15講座 本講座のうち、地域課題に対応した講座を区が企画して実施する。

IV-2-16 地域防犯防火連携組織の確立

事業の概要				担当課
小学校区を基本単位としながら、地域の実情に応じた範囲を組織の単位として、地域団体、区、学校、警察など関係機関の連携を進めていきます。 連携組織については、新たに組織を構築する他、防犯、防火などすでに連携が見られている地域では、既存組織の強化による組織構築を進めます。				安全・安心担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
区民	区	地域防犯防火連携組織設置数 8 地区	地域防犯防火連携組織 57 地区で設置	地域防犯防火連携組織設置数 65 地区

IV-2-17 情報教育推進事業

事業の概要				担当課
子どもにとって有害な情報の実際を学ぶとともに、大人として地域として取り組むことのできる予防（子どもにパソコンや携帯電話を買い与える際に注意すべきことなど）や対策について考えます。また、学校裏サイトにおけるいじめなどの実態を通して、インターネットと人権侵害についても考える機会とします。 今後も、区内全小中学校で実施している「情報モラル講習会」と連携して実施していくほか、情報を読み取る力を身につけ悪意のある情報から自らの身を守れるよう、情報リテラシー教育を展開していきます。				生涯学習課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
子ども、保護者	区	情報教育講演会：5回	・ 情報教育講演会：3回減 ・ 情報教育家庭NIE：1講座 ・ 情報教育中学生のための番組制作：1講座	・ 情報教育講演会：2回 ・ 情報教育家庭NIE：1講座（全6回） ・ 情報教育中学生のための番組制作：1講座（全7回）

## V. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

### 1. 児童虐待防止対策の充実

#### (1) 現状と課題

児童虐待は、子どもの人権を尊重し、子どもの健やかな成長を保障しようとする児童憲章、児童福祉法および「児童の権利に関する条約」の根幹に関わるものであり、その防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

練馬区における虐待相談件数は、平成20年度は374件であり、平成16年度の261件から、年々増加しています。これらに対応するためにも、児童虐待防止対策を充実する必要があります。

区と都における児童虐待への対応については、住民に身近な区において虐待の未然防止・早期発見を中心に取り組み、東京都児童相談センターは、専門的知識および技術を要するケースへの対応や、区の後方支援を中心に担当して、相互に連携をとり合っています。

練馬区は、児童の虐待防止等に関する法律（平成12年制定）の施行以来、積極的に児童虐待防止体制の整備を進めてきました。平成18年度には、これまで設けていた練馬区児童虐待防止協議会を、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会に移行し、学校、保育所等を含めた区の関係機関、民生児童委員協議会、人権擁護委員、私立幼稚園協会、私立保育園協会、医師会、歯科医師会、児童相談所、警察署などの幅広い関係機関が連携を図っています。また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として子ども家庭支援センターを指定しています。協議会では、児童虐待の予防、早期発見、問題解決のための援助を目的として、「児童虐待防止マニュアル」を平成15年度に作成し、平成20年度に改訂を行いました。現在、各関係機関は、マニュアルに基づき虐待防止対策に取り組んでいますが、関係機関の主体的な取り組みと効果的な連携をより一層強化する必要があります。

また、子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を、関係機関や区民を対象に、重点的に実施する必要があります。

そのためには、児童虐待防止の中核的機関である子ども家庭支援センターの機能の充実を図る必要があります。

#### (2) 施策の方向

区では、区民がいつでも身近なところで気軽に相談でき、適切な対応ができるように、保健相談所・総合福祉事務所・総合教育センターなどの相談窓口に加えて、児童虐待に関する通報・相談窓口として、子ども家庭支援センターを区内5か所に設置していきます。

また、子どもと家庭の最も身近な地域で、児童虐待を予防、早期発見し、援助機能を十分に発揮するために、要保護児童対策地域協議会が設ける地域子ども家庭支援ネットワーク会議を、4総合福祉事務所の地域に対応して4地域に設けており、児童虐

待の情報の交換や児童虐待対応の連携強化を図っています。

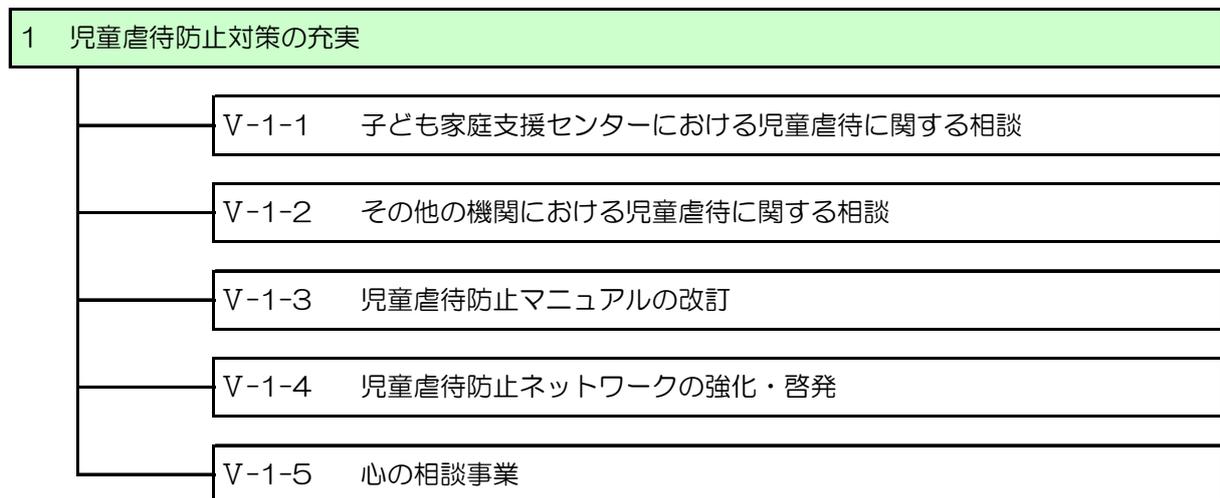
関係機関がそれぞれの役割を十分に果たし、連携して子どもと家庭の抱える困難な問題を解決していくためには、マニュアルの整備が必要です。子ども家庭支援センターは「児童虐待防止マニュアル」の改訂をすすめます。

なお、児童虐待に関する継続的な対応については、練馬子ども家庭支援センターに機能を集中するとともに、地域の関係者などがネットワークを形成して適切に援助していくことができるように、各子ども家庭支援センターが支援します。

さらに、保護者から受ける相談について、深刻な悩みには、心の相談事業の参加を案内し、虐待専門相談員を講師に、母親同士のグループミーティングを通じて考え、話し合うことで参加者自身の「育てる力」の向上と、虐待予防を図ります。

また、区全域や各地域などで機会を捉えて子どもの人権尊重および児童虐待防止の啓発を区民および関係機関を対象に実施します。

### (3) 施策の体系



## 2. ひとり親家庭の自立の支援

### (1) 現状と課題

国勢調査によると、練馬区内の母子家庭は平成7年と平成17年の比較で約100世帯増加し、6歳未満の子どもがいる世帯も約50世帯増加しています。父子家庭では、平成7年と平成17年の比較で世帯数、6歳未満の子どもがいる世帯数ともに減少しています。（図表4-30、31）

図表4-30 ひとり親家庭の状況 - 母子家庭の状況

年	母子世帯数(世帯)					母子世帯人員(人)					1世帯あたり子どもの数(人)
	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どもがいる世帯	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どもがいる世帯	
平成 2	2,544	1,350	954	240	344	6,544	2,700	2,862	982	914	1.6
7	2,707	1,512	955	240	495	6,874	3,024	2,865	985	1,276	1.5
12	3,298	1,784	1,178	336	708	8,520	3,568	3,534	1,418	1,928	1.6
17	2,815	1,476	1,039	300	541	7,349	2,952	3,117	1,280	1,507	1.6

国勢調査 各年 10月1日

図表4-31 ひとり親家庭の状況 - 父子家庭の状況

年	父子世帯数(世帯)					父子世帯人員(人)					1世帯あたり子どもの数(人)
	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どもがいる世帯	総数	子どもが1人	子どもが2人	子どもが3人以上	(再掲)6歳未満の子どもがいる世帯	
平成 2	474	268	161	45	24	1,204	536	483	185	71	1.5
7	460	263	155	42	46	1,163	526	465	172	122	1.5
12	434	239	152	43	54	1,110	478	456	176	145	1.6
17	345	207	110	28	33	862	414	330	118	94	1.5

国勢調査 各年 10月1日

ひとり親家庭は、母親や父親がひとりで「生活の維持」「仕事と家事・育児の両立」など多くの問題を抱え込むことになり、非常に不安定な状態におかれがちです。特に、母子家庭では、母親が、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うことになった直後からその生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面でさまざまな困難に直面することになります。その多くは課題が複雑に重なり合っており、総合的に支援する必要があります。

その他、精神面で支えを必要としている場合や養育能力や生活能力が欠けている場合において、適切な援助を行うなど、生活について幅広く支援する仕組みや、個々の世帯が抱える問題に対し、相互に支えあう仕組みを活用することなどが求められており、きめ細かな施策を展開することが重要です。

母子家庭については、子育てをしながら母親が収入面、雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できることが、母親本人にとっても子どもの成長にとっても重要なことであり、就労支援施策を推進する必要があります。父子家庭については、仕事と家事・育児の両立で困難に陥っている例が多く、家事援助などの生活支援が必

要です。

区では、ひとり親家庭等医療費の助成、児童扶養手当や児童育成手当の支給、各種福祉資金の貸付、母子生活支援施設の設置や緊急一時保護施設の確保、ホームヘルプサービスや休養ホームの提供等さまざまな事業を実施しています。

今後も引き続きひとり親家庭への支援を充実するとともに、特に母子家庭の経済的自立を目指した事業の充実を図る必要があります。

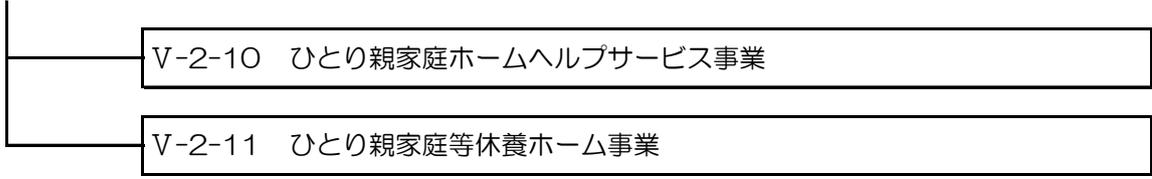
## (2) 施策の方向

国は、「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置き、離婚後の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援を重点的に実施するとともに、就労による自立を支援する方針です。区では、ひとり親家庭の就労活動の支援を行う体制の整備を図りながら、自立に向けた職業能力の開発などの就労支援事業の充実を図るため、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業・ひとり親家庭高等技能訓練促進費事業・母子自立支援プログラム策定事業を実施しています。このうち、自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業については父子家庭も対象に加え、ひとり親家庭への施策として充実を図っています。

今後も各種相談、生活支援、経済的支援などのひとり親家庭に対する支援事業を実施し、ひとり親家庭の自立を支援していきます。

## (3) 施策の体系





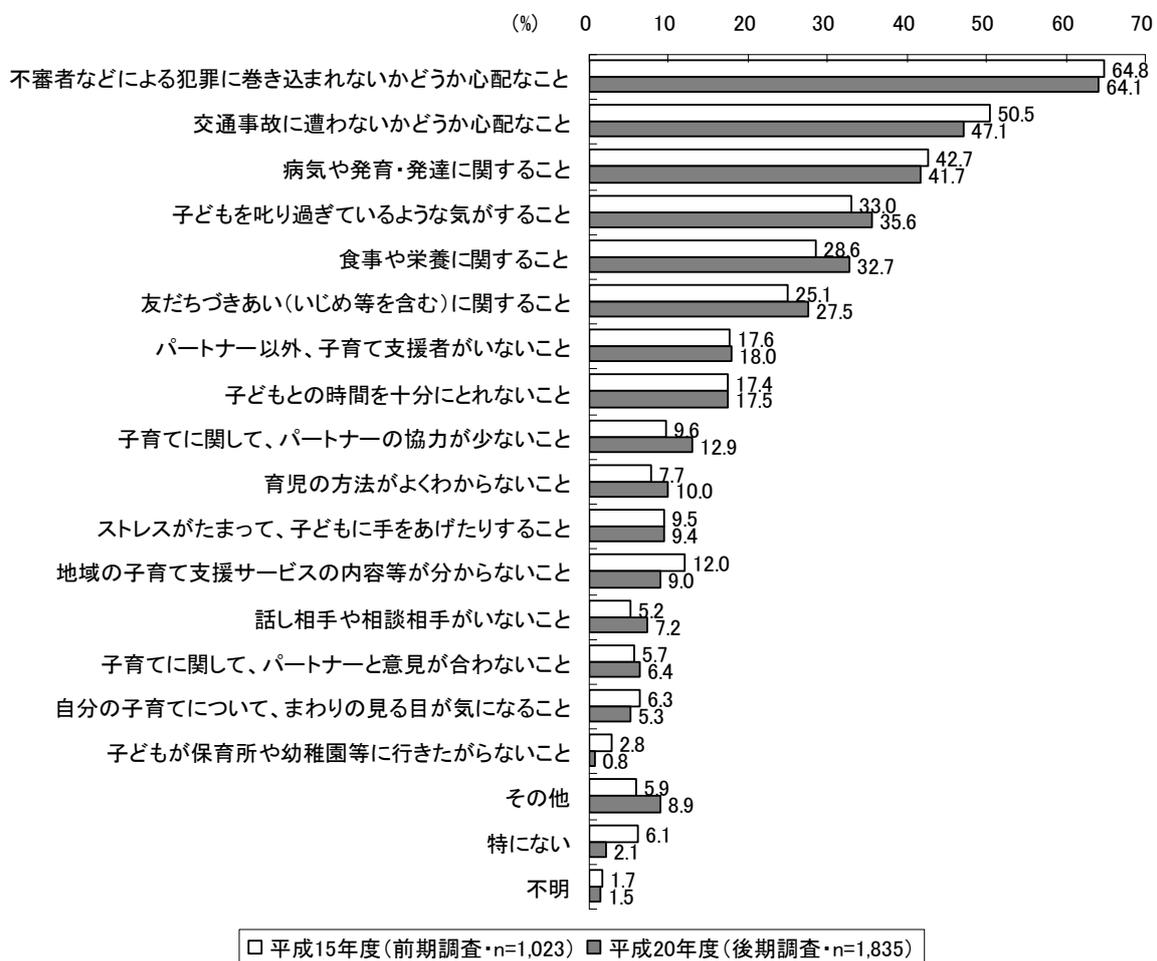
### 3. 障害児の健全な発達の支援

#### (1) 現状と課題

障害児が、乳幼児期から社会人となるまで、住み慣れた地域で、必要な援助を受けながら自立や社会参加ができるように、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援が求められています。

就学前児童のいる家庭に対するアンケート結果によれば、『子どものことで心配に感じている、気になっていること』について、「病気や発育・発達に関すること」が41.7%で第3位になっています。また、平成15年度調査も同様の結果でしたが、平成15年度調査の方がわずかに割合が高くなっていました（図表4-32）。

図表4-32 子どものことで心配に感じていること、気になっていること（就学前児童の保護者）



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）

(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

発達に心配のある乳幼児の保護者や兄弟姉妹は、精神的・肉体的に大きな負担をかかえている場合が多く、早期支援が必要です。

子どもの発達は出生から3歳までの変化が著しいため、障害を早期に発見し、保護者も含めた援助体制を確立することは、障害児の健全な発達を支援するうえで重要で

す。

練馬区では、昭和54年に心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）を開設し、障害のある乳幼児に対する相談・療育を実施してきました。

しかし、近年、学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症等の発達障害や発達リスクのある児童の相談件数が増加しています。増加する相談・療育のニーズに対応する支援体制の検討が必要です。また、障害児への療育、相談などを実施している民間団体に対する支援も必要です。

平成19年4月より、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくことになりました。現在、幼稚園、小学校、中学校では支援体制を整備し、障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行っていくことが求められています。

中・軽度の障害児については、保育所や学童クラブにおいて受入れに努めていますが、その充実が必要です。重度の障害児については、保育所や学童クラブは集団保育のため受入れが困難な状況にあり、特別支援学校に通学する児童生徒の放課後の居場所づくりなどが求められています。また、障害児の保護者の負担軽減のために障害児を預かるなどの援助も求められています。

さらに、障害児が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、子どもを含めた地域の人々が障害に対する理解を一層深めるとともに、経済的支援や生活支援などをすすめることが必要です。

## (2) 施策の方向

発達に心配のある乳幼児をできるだけ早期に発見し、早期の療育を行うために、保健・医療・保育・福祉・教育等の関係機関の連携に努めます。さらに、現在心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るために、（仮称）こども発達支援センターを整備します。

また、民間幼児・児童訓練教室への支援を含め、一人ひとりの発達や障害特性に対応できる相談・療育に努めます。

学校教育では、特別支援教育とのかかわりの少ない教員も含め、教員全体の専門性の向上を図ります。保育所、学童クラブでは、障害児の受入れ拡大に努めます。また、特別支援学校に通学する児童生徒については、関係機関や保護者と連携して放課後の居場所づくりへの支援を検討します。

経済的支援や生活支援などの障害児に対する支援事業を実施し、障害児の自立や社会参加を支援していきます。

### (3) 施策の体系

3 障害児の健全な発達の支援	
	V-3-1 発達に心配のある子どもに対する診察・相談
	V-3-2 心身障害者（児）歯科相談
	V-3-3 心身障害者（児）歯科診療
	V-3-4 障害児の早期療育
計画事業	V-3-5 特別支援教育に関わる教員の専門性の向上
	V-3-6 幼稚園における障害児教育
	V-3-7 障害児保育
	V-3-8 学童クラブでの障害児の受入れ等
	V-3-9 特別児童扶養手当の支給
	V-3-10 児童育成手当（障害手当）の支給
計画事業	V-3-11 心身障害者（児）に対する住宅改造・改善の助成
計画事業	V-3-12 心身障害者（児）に対する居宅系サービスの充実
計画事業	V-3-13 日常生活を容易にするための各種援助
	V-3-14 福祉タクシー等事業
	V-3-15 チェアキャブ運行事業への補助
	V-3-16 民間幼児・児童訓練教室に対する運営費の助成等
	V-3-17 特別支援教育の推進
計画事業	V-3-18 （仮称）こども発達支援センターの整備

#### (4) 施策の体系

##### V-3-5 特別支援教育に関わる教員の専門性の向上

事業の概要				担当課
特別支援教育理解のための研修、特別支援教育コーディネーター養成のための研修を充実させ、教員の専門性の向上を図ることにより、特別支援学級および通常学級における特別支援教育の一層の充実を図ります。				教育指導課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
幼小中学校の教員	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育理解のための研修会：年間4回</li> <li>特別支援教育コーディネーター養成研修会：年間6回</li> </ul>	研修内容の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育理解のための研修会：年間4回</li> <li>特別支援教育コーディネーター養成研修会：年間6回</li> <li>研修を充実させ、特別支援学級および通常の学級における特別支援教育の一層の充実を図る</li> </ul>

##### V-3-11 心身障害者（児）に対する住宅改造・改善の助成

事業の概要				担当課
重度の心身障害者（児）の日常生活を容易にするため、浴室、トイレ、玄関等の改善工事などに対する「住宅設備改善費の給付制度」の普及に努めます。				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
心身障害者（児）	区	障害児における <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅設備改善費の給付：50件</li> </ul>	250件/5年間	50件/年

##### V-3-12 心身障害者（児）に対する居宅系サービスの充実

事業の概要				担当課
心身障害児の必要なサービスが十分に供給されるよう、また、心身障害児の家族の病気や事故、レスパイト（休養）などのため、一人ひとりのニーズを把握し、効率的効果的な居宅系サービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・児童デイサービス）の提供の充実を図ります。				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者	区	障害児における <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援 利用時間：548,681時間</li> <li>短期入所 利用日数：9,340日</li> <li>児童デイサービス利用日数：7,160日</li> </ul>	年間10%前後の伸び	障害児における <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援 利用時間：750,000時間</li> <li>短期入所 利用日数：15,000日</li> <li>児童デイサービス 利用日数：10,000日</li> </ul>

V-3-13 日常生活を容易にするための各種援助

事業の概要				担当課
重度の心身障害者（児）に対して、日常の生活を容易にしたり、介護者の負担を軽減するための用具を給付または貸与します。心身障害者（児）のニーズに配慮した給付品目や給付体制を検討します。				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
心身障害者（児）	区	障害児における ・ 日常生活用具給付・貸与件数： 8,836 件	年に 10%前後の伸び	障害児における ・ 日常生活用具給付・貸与件数： 13,000 件

V-3-18 （仮称）こども発達支援センターの整備

事業の概要				担当課
<p>発達に心配のある子どもを早期発見し、発達を支援するため、相談・療育事業を実施してきた心身障害者福祉センターの実績を踏まえ、より機能を強化するため、（仮称）こども発達支援センターを整備します。</p> <p>（仮称）こども発達支援センターの機能としては、診察・相談機能、通所による療育、関係機関への支援と連携、保護者への支援、地域住民の啓発などを想定しています。</p>				障害者サービス調整担当課
対象者	事業主体	21年度末の現況(見込み)	5か年の事業量	26年度末の目標値
発達に心配のある18歳未満の者	区	基本計画策定	（仮称）こども発達支援センターの整備	（仮称）こども発達支援センターの開設

## VI. 計画の着実な推進を図ります

### 1. 計画を推進する仕組みづくり

#### (1) 現状と課題

「子育て、子育てをみんなが応援するまち ねりま」を実現していくためには、区民、事業主、区がそれぞれの立場で主体的に行動するとともに、協働して取り組んでいくことが必要です。また、事業の実施状況を子どもと家庭の立場から評価し、成果を検証することによって、適切な改善を図っていかねばなりません。

一方、練馬区は限られた税収や人員で、区立施設の改修・改築への対応など複雑・多岐にわたる行政需要に総合的、計画的に対応していく必要があります。このような状況の中で、区は、練馬区行政改革推進プランを平成19年10月に策定し、①区民本位の行政サービスの提供、②協働型地域経営の推進、③戦略的組織マネジメント・財政の健全化の推進、④職員の意識改革と能力開発（働きがいのある職場づくり）を4つの柱として「区民福祉の向上のため、区民本位の効率的で質の高い行政」をめざして区政運営に努めています。行動計画の推進にあたっては、練馬区行政改革推進プランのめざす方向を踏まえた着実な取組を進める必要があります。

#### (2) 施策の方向

公募区民を交えた次世代育成支援推進協議会を引き続き設置し、行動計画についての意見を施策に反映させます。また、行動計画の実施状況については、行政評価制度を活用してその効果を評価し、区民に公表し、意見を公募します。

第三者評価や利用者（保護者）アンケートなど区民参加による評価制度を実施して、施設運営やサービスの改善に努めます。

区民・民間との協働により、施設や事業の運営への区民参画や区民主体の事業展開を進めるとともに、施設の管理運営や業務の委託化などを進め、効率的で効果的な計画の実現をめざします。

これらの行動計画推進の仕組みづくりにあわせて、庁内に関係部長で構成する次世代育成支援推進委員会を設置するとともに、区の推進体制を整備します。

#### (3) 施策の体系

